

# 与論町景観計画(案)



令和6年12月

与論町

第1章	はじめに .....	2
1.	計画策定の背景と目的 .....	2
2.	景観法の概要及び本計画の位置づけと役割 .....	4
第2章	与論町の概況 .....	8
1.	自然的概況 .....	8
2.	社会的概況 .....	17
3.	関連計画の整理 .....	20
第3章	与論町の景観資源の現状と課題 .....	25
1.	景観資源の現状と特性 .....	25
2.	町民意向 .....	26
3.	景観形成に向けての課題 .....	28
第4章	景観形成の基本理念・将来像・基本方針 .....	32
1.	基本理念と景観形成に向けての将来像 .....	32
2.	景観形成に向けての基本方針 .....	35
第5章	良好な景観形成のための行為の制限等 .....	37
1.	景観計画区域 .....	37
2.	良好な景観の形成のための行為の制限 .....	39
3.	届出の流れ（一般景観区域） .....	49
第6章	特別景観区域の指定等 .....	51
1.	特別景観区域の指定 .....	52
2.	特別景観区域の設定 .....	53
3.	届出の流れ（特別景観区域） .....	61
第7章	景観重要建造物等の指定方針 .....	63
1.	景観法に基づく各種制度の活用について .....	63
2.	景観重要建造物の指定方針 .....	64
3.	景観重要樹木の指定方針 .....	65
4.	景観形成上重要なその他の事項 .....	66
第8章	景観形成の推進に向けて .....	70
1.	関係法令等の横断的な活用 .....	70
2.	協働による景観づくり .....	70
3.	良好な景観形成へ向けた体制づくり .....	71
巻末資料	.....	72

# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 背景

与論島は、戦後昭和28年の日本復帰まで良好な自然と美しいサンゴ礁の海に囲まれた島でした。しかし、昭和38年のNHK新日本紀行で最果ての国境の島として紹介されると、日本全国から学生や若者たちが押し寄せ、昭和50年代に入ると15万人の観光客が訪れ、島には多くの民宿やお土産店が造られ、一大観光ブームを引き起こしました。

ところが、昭和60年代に入ると観光客が減少し始め、平成24年には観光ブームの三分の一まで入込は落ち込みました。そして、観光ブーム時代120軒あったホテル・民宿の数は20軒まで減少しました。追い打ちをかけるように、令和2年から令和4年まで世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症により、与論島の観光産業は大打撃を受け、入込客も3万人にまで落ち込みました。

現在は、入込も約5万人と回復傾向にあるものの、島内の観光業・商工業企業は体力的に疲弊しており、厳しい状況ではありますが、官民一体となり観光復興への道を歩み始めています。このような状況下で、与論島の海岸隣接地の土地が島外の個人や企業に買われ、別荘やホテルの建設が進められています。一部自然公園法や農地法等の法規制の適用により、乱開発への一定の歯止めはかかっているものの、島の財産である良好な景観形成の観点から、よりきめ細かな規制誘導のあり方が求められています。

今後は、これら関連法と連携し良好な景観形成の視点からの補完や、法規制外の地域でのルール化等、集落や地域にふさわしい規制誘導のあり方を構築していくことが必要とされています。

### (2) 目的

我が国は、都市・農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定やその他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、平成16年に「景観法」が施行されました。

このような景観法の精神に基づき、景観計画の枠組みについて町民の周知を広く図りつつ、望ましい島のくらしと文化及び産業の場が調和した、景観まちづくりを推進していく必要があります。与論町は、与論島特有の多様な生き物が息づく生態系とともに、自然と深く関わりながら形成された人々の暮らしや文化を価値ある資源として後世へ引き継ぐため、平成29年3月には奄美群島国立公園に指定され、平成30年3月に、景観法に基づく景観行政団体に移行しました。

また、令和3年7月26日には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されました。

こうした背景のもと、与論町では、与論町の景観を未来への財産として継承していくための基本的な方針を定め、良好な景観の保全・活用・育成を図ることを目的とした、景観づくりの指針となる「与論町景観計画」を策定します。

与論町景観計画（仮称：与論町景観まちづくり計画）は、景観法第8条に基づく法定計画として定めるものです。景観まちづくり計画は与論町の景観に関する施策を総合的かつ体系的に示すものであることから、「第6次与論町総合振興計画」に即し、町の主要関連計画と整合・連携を図るとと

もに、鹿児島県等の上位・関連計画や関連法を踏まえて策定を行うものです。

なお、良好な景観の形成には、長い年月と継続した取組の積み重ねが必要であるため、本計画の期間は特に定めないこととしています。

計画の策定後は、特別景観区域の追加指定や、社会経済情勢の変化に即した景観形成基準の見直し等、適切な時期に景観計画の改訂を実施することとします。

#### ◆景観とは

風景、景色、眺めなどとほぼ同じ意味です。

また、景観の評価は、目に映るものではなく地域の歴史や伝統、文化など、私たちの記憶や日常生活から生まれる雰囲気、さらには人が五感を通じて感じるすべてのものに影響を受けます。

『景観』＝「眺められる対象そのもの（景）」＋「眺める主体である人の感覚（観）」

そのため、景観は見る人の感じ方によって異なり、良好な景観とは単に「きれいな眺め」ということではなく、見る人が「好ましく誇りを感じる眺め」のことをいいます。



▲奄美十景



▲百合ヶ浜

## 2. 景観法の概要及び本計画の位置づけと役割

### (1) 景観法の概要

#### ◆基本理念と責務

景観を正面から捉えた基本的な法制である景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成16年6月18日に公布されました。

景観法では、景観を整備・保全するための基本理念として、良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産であること、地域の個性を伸ばすため多様な形成を図ることなど、地域の自然・歴史・文化・風土等により良好な景観は多様であることなどを示しているほか、住民や事業者、行政の責務を示しています。

#### ◆景観法の基本理念（抜粋要約）

##### 基本理念 1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであるため、現在及び将来における国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなくてはならない

##### 基本理念 2

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであるため、適正な制限<sup>※1</sup>の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

※1 人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないものを表す。

##### 基本理念 3

良好な景観は、地域の固有の特性<sup>※2</sup>と密接に関連するものであるため、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう<sup>※3</sup>、その多様な形成が図られなくてはならない

※2 地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等を表す。

※3 画一的な整備を行うのではなく、個々の状況に応じた取組を表す。

##### 基本理念 4

良好な景観は、観光や地域間の交流の促進に大きな役割を担うものである<sup>※4</sup>ため、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

※4 良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待が寄せられている。

##### 基本理念 5

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するのみではなく、新たに良好な景観を創出する<sup>※5</sup>ことを含むものとして行われなければならない

※5 大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、拠点施設整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等を表す。

## ◆景観法の主体の責務（抜粋要約）

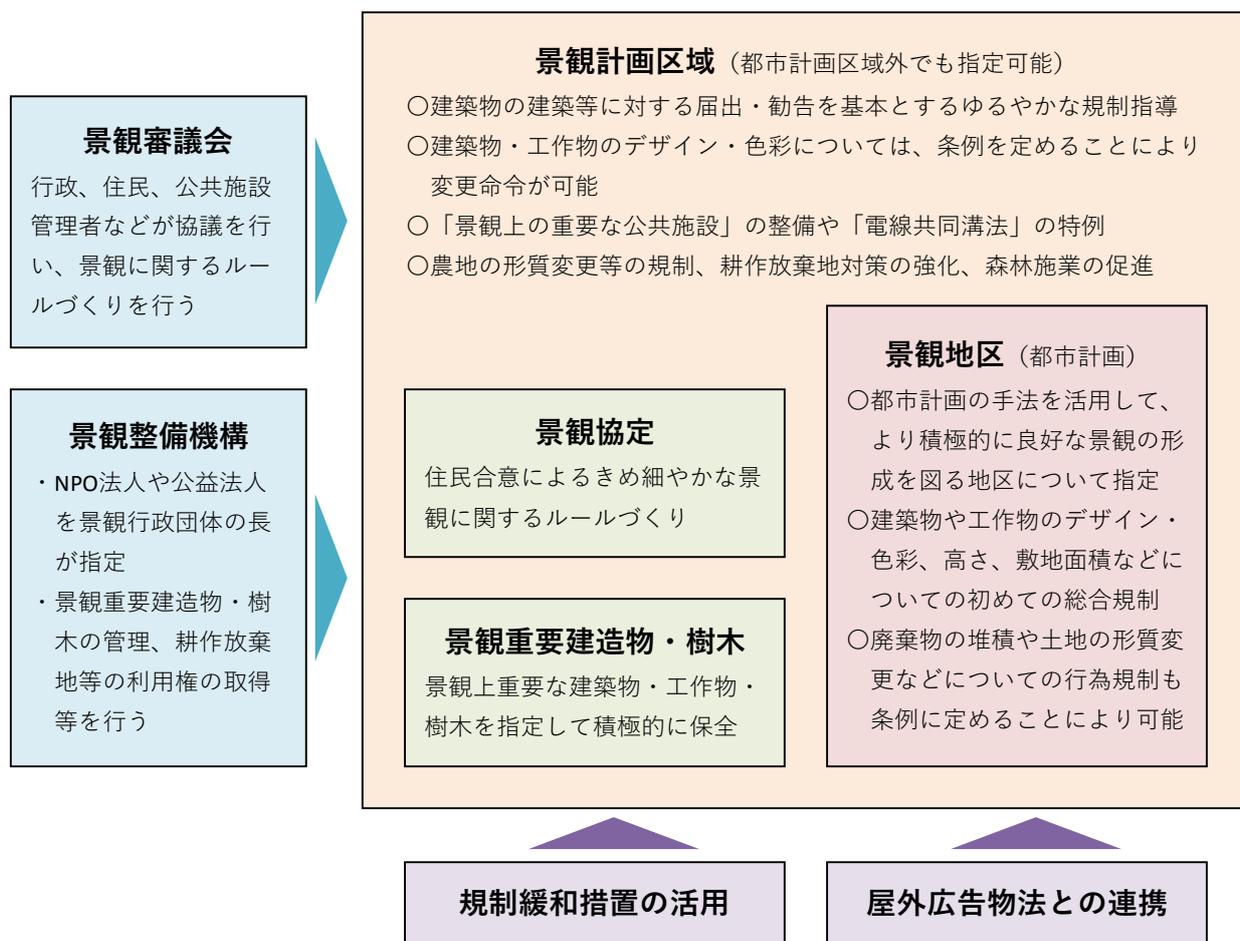
国は、基本理念に則り、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

地方公共団体は、基本理念に則り、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

事業者は、基本理念に則り、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

住民は、基本理念に則り、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。



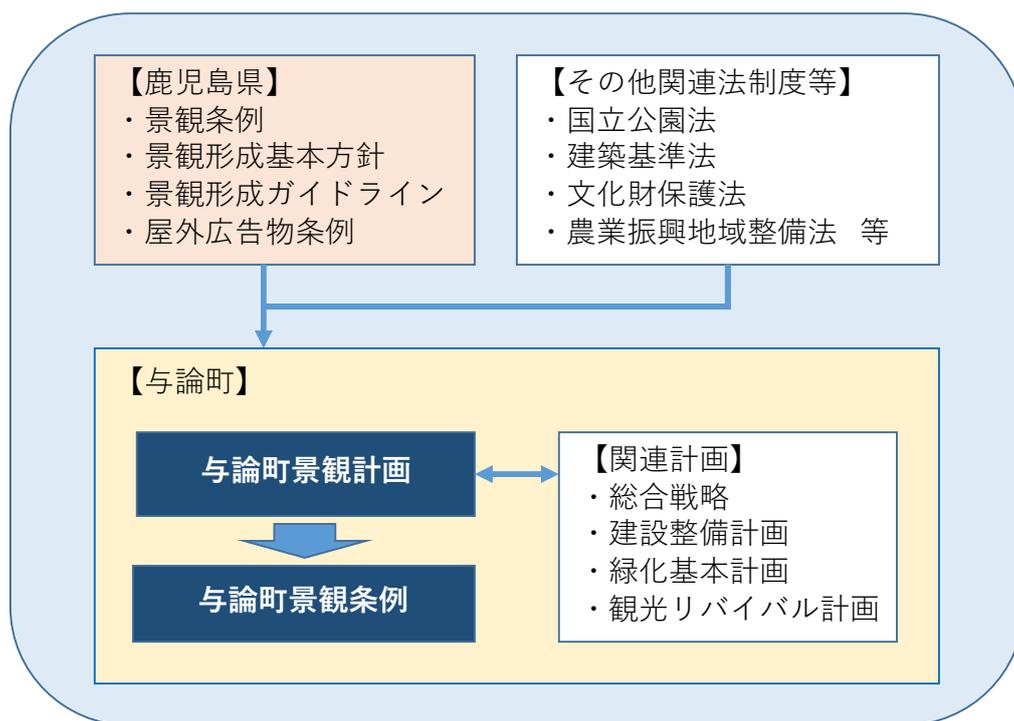
■景観法の制度イメージ

## (2) 景観計画の位置づけ

景観計画の主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。町民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「与論島らしい景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くする取り組みを实践できる計画であることが大切です。

与論町景観計画は、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画として位置づけます。

本計画は、景観法に基づく景観計画として策定するもので、鹿児島県が策定した「鹿児島県景観形成基本方針」等との整合・調整を図るとともに、市や県の関連分野の計画や法制度等との連携・調整を図ります。



■景観計画の位置づけ

## (3) 本計画の役割

景観計画は、平成16年に制定された景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。景観計画を策定すると、景観計画区域内における建築物の建築等の行為が届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定など景観法に規定する制度が活用できます。

与論町においても、島民及び本町へ訪れる人々の価値観は量から質へと変化しており、与論島独自の景観に接する機会と、これらを保全する意識等も高まってきています。景観計画を策定することで、長い年月をかけて形づくられてきた与論島の貴重な自然や歴史文化、景観資源を保全し、良好な景観の形成を推進します。

## ◆ 景観計画に定める事項

景観計画は、景観法の基本となる計画であり、景観の形成に関してその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。

景観法に基づき、景観計画に定める事項として「必須事項」と「選択事項」等があります。

### ◆ 必須事項

1. 景観計画区域
2. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
3. 景観重要建造物・樹木の指定方針（指定対象となる建造物・樹木がある場合）

### ◇ 選択事項

1. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項
3. 景観重要公共施設の占用の許可の基準
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
5. 自然公園法の特例に関する事項

### ★ 定めるよう努めるとされている事項

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

## 景観法に基づく計画策定の意義

### ○ 対象とする区域が多様

⇒ 優れた景観のみならず、新たに良好な景観を形成すべきところも対象として可能

### ○ 都市景観に限定されない

⇒ 市街地のみならず、都市計画区域外の田園・里山等自然的景観も対象として可能

### ○ 景観計画区域や景観地区の規模要件はない

⇒ 景観計画区域が行政区域全体でもよく、指定箇所は複数でも可能

### ○ 現行の自主条例を活かせる

⇒ 現行自主条例の内容を活かした景観計画の策定が可能

### ○ 適用除外行為が制定できる

⇒ 特性に応じて届出勧告や許可対象に適用除外が設定可能

### ○ 建築物等のデザインも規制の対象

⇒ 建築物等の形態・色彩・意匠についても規制対象として可能

### ○ 他の法制度と連携が可能

⇒ 緑に関する法制度や屋外広告物に関する法制度との連携による景観形成が可能

## 第2章 与論町の概況

### 1. 自然的概況

#### (1) 位置・地勢・気候

##### ①位置

与論町は、鹿児島県及び奄美群島の最南端（北緯 27 度 2 分、東経 128 度 25 分）に位置し、鹿児島市の南南西 563 km の“東洋の海に浮かび輝く一個の真珠”と称される一島一町の町です。島の東側に太平洋、西側に東シナ海を望み、本町の南方 23 km に沖縄本島、北方には沖永良部島が位置しており、島の南方海上の北緯 27 度線を境として沖縄県と県境を接しています。



#### ■与論町の位置とアクセス

与論島観光ガイド（一般社団法人ヨロン島観光協会）ホームページを参考に作成

## ②地勢

本町の所在する与論島は、周囲23.7km、総面積20.58㎢の島で、島内の最高標高は、97.1mとなっています。人口は令和2年度国勢調査時点で5,119人であり、島内には茶花（ちゃはな）、立長（りっちょう）、城（ぐすく）、朝戸（あさと）、西区（にしく）、東区（ひがしく）、古里（ふるさと）、叶（かのう）、那間（なま）の9つの集落が形成されています。

与論島への島外からの交通アクセスは航空便が鹿児島・奄美・那覇と与論間の各路線を1日1便、定期船が鹿児島向け・沖縄向けの各航路に1日1便ずつ運航しています。

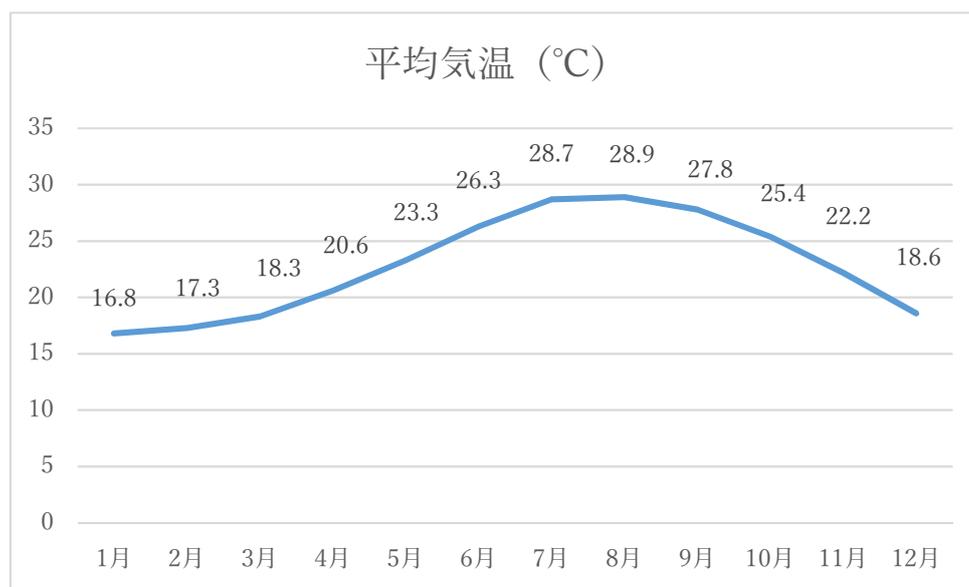
本町は面積が20.58㎢と狭小な土地に5,100人あまりが生活しており、島嶼部としてはかなり人口密度の高い町となっています。

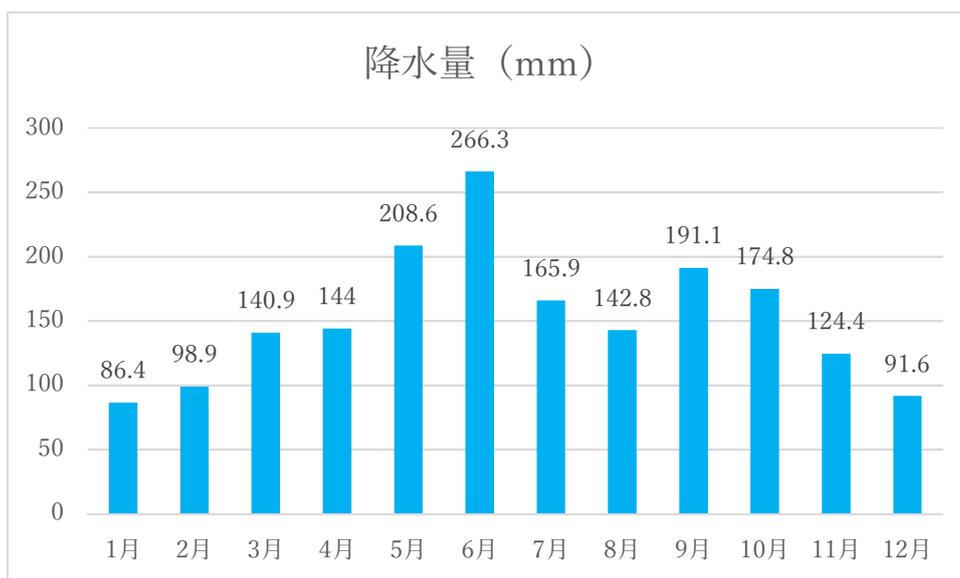
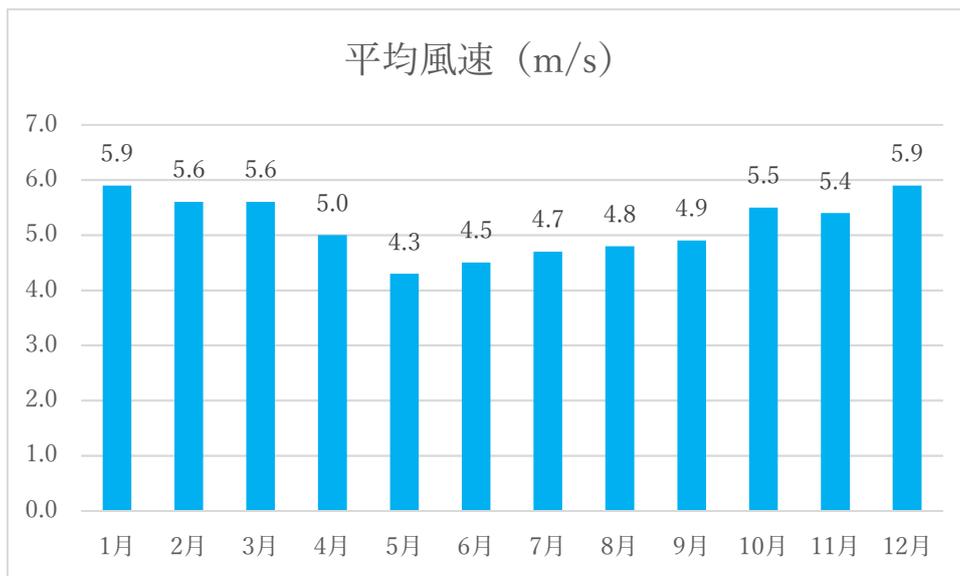
島民性の特徴のひとつとして、土地所有に対する志向の強さが挙げられるため、地価水準が近隣市町村と比較して高く、第1次産業の振興や公共事業の推進等に支障を来しています。

島内の一部地域が平成29年に国立公園に指定されており、対象地域内での開発行為等の規制について、今後も住民の理解を促進する必要があります。

## ③気象

与論島は琉球列島の中部、北緯27度線に近接しており、奄美群島や沖縄以南の島々とともに亜熱帯海洋性気候に区分されています。これらの地域の気候特性として、夏季は湿度が高く蒸し暑い日が多く、冬は時折雨天がある以外、曇りの日が多くなるとともに、夏は南東～南、冬は北西～北の季節風が卓越する傾向があります。近年約20年間の気象庁による観測値では、月別平均気温は1月の16.8℃が最も低く、8月の28.9℃が最も高くなっています。1年を通じた平均気温は22.9℃で、降水量は1,798mm、年間平均風速は5.2m/sとなっています。温暖な気候に育まれた豊かな自然環境がある一方、台風の常襲地域ともなっており、過去には大型台風の襲来や干ばつといった自然災害に幾度となく見舞われてきています。





※気象庁 HP より

平均気温、平均風速は 2000～2020 年、降水量は 1991～2020 年



▲与論町の花々

## (2) 歴史・沿革

### ① 与論の歴史（概要）

<b>先史時代</b>
南西諸島の先史時代は、那覇市山下町の洞窟から約三万年前の遺跡が発掘され、旧石器時代が始まったとされています。その後、約7,300年前頃のアカホヤの大噴火で九州地方の縄文人が南下し、縄文文化の影響を受けた貝塚文化が開花します。弥生・古墳時代には、南海産の貝交易が盛行しました。
<b>奄美世のころ（7～8世紀）</b>
推古24年(616年)を境に、日本に対してはそれまでの植民地的関係から朝貢時代に移り、大和朝廷に従属したこと、大宝元年(701年)筑前国に太宰府が設置されてその管轄となり、純然たる日本の領土となったことが分かっています。原始からこのころまでの階級社会以前の長閑で太平な部落共同体の時代を、後の世で「奄美世(奄美時代)」と呼んでいます。
<b>按司世のころ（9～13世紀）</b>
天長元年(824年)経済上の理由から太宰府の管轄外に放棄され、琉球王朝に服従するまで約440年間、無所属時代が続きました。この頃は、按司という首長たちの支配割拠する階級社会が形成された時代で「按司世」と称しています。11世紀頃からは、奄美の島々で城久遺跡群（喜界町）やカムイヤキ陶器窯跡（伊仙町）の拠点的遺跡の出現を契機として、南の島々で稲作農耕が一斉に始まり、政治的社会的形成が進みます。
<b>那覇世のころ（13世紀中頃～1609年）</b>
文永3年(1266年)、琉球王朝の善政を慕って自ら英祖王に納貢し、以後340年間琉球王の統治下になりました。途中、1405年～1416年北山王の支配下に入り与論城を築城しますが北山王滅亡により、築城途中で未完成のままとなっています。その後、中山王が琉球三山を統一し、与論島は1609年の島津侵攻まで琉球王の支配下に入ります。この頃は、平和で安穏を謳歌した時代「那覇世」であり、後の藩政時代「大和世」と特に区別されます。
<b>大和世のころ（1609～1868年頃）</b>
慶長4年(1609年)、島津藩が琉球国に侵攻し征服した結果、与論島を含む奄美の島々は琉球から分割され薩摩藩の直轄地となり、沖永良部島に置かれた行政管下に置かれ、明治4年(1871年)の廃藩置県に到るまで、約260年間封建政治の奴隷的植民地政策に呻吟しなければなりません。また、薩摩藩は琉球国を独立国を装ったまま裏から支配し、海外との貿易を続け、莫大な利益を得ていました。そして、1747年の「換糖上納令」を契機に、税は米から砂糖に変わり、年貢米の替りにサトウキビからできる黒糖を人頭税として課せました。琉球・奄美の島々では、食糧難と過酷な人頭税取り立ての為、多くの島民が犠牲となりました。行政的には琉球国から切り離され、薩摩藩に直接支配されましたが、所属は琉球国のままで、農民は苦しい生活を強いられました。
<b>明治時代（1868～1912年）</b>
明治時代になると、薩摩藩統治下に置かれていた奄美は鹿児島県になります。奄美の砂糖の権益はそのまま県に引き継がれ、県は商社を組織化し、独占的な砂糖売買を続けました。
<b>大正・昭和時代（1912～1946年）</b>
大島紬の生産が飛躍的に伸び、林業も盛んになり、奄美大島の基幹産業が発展した時期です。
<b>米軍占領統治時代（1946～1953年）</b>
日本敗戦の翌年 1946 年から、北緯 30 度以南の南西諸島は、日本から行政分離され、米軍占領統治下に置かれました。群島の住民が団結して日本復帰運動が展開され、8年間の占領統治後、1953年に日本復帰を果たしました。
<b>昭和時代（1953～1989年）</b>
再び鹿児島県として日本復帰して、「奄美群島振興特別措置法」による社会基盤整備事業等が進められるようになります。

## ②与論町の沿革

1266年(文永3年)	琉球国の英祖王の納貢し琉球所属となる。
1405年(応永12年)	琉球北山王の三男王舅が与論城築城を開始するも、1416年(応永23年)北山滅亡により未完成のままとなる。
1525年(大永5年)	又吉按司、与論島主となる。
1561年(永禄4年)	与論十五夜踊りが始まる。
1609年(慶長14年)	島津の琉球侵攻、尚寧王降伏。
1610年(慶長15年)	薩摩藩の所属となる。
1869年(明治2年)	高千穂神社建立、1871年(明治4年)地主神社建立し、与論島の氏神様をまとめて祀る。
1873年(明治6年)	鶴政信氏初代戸長に就任。
1875年(明治8年)	与論支所設立、学問所開校。
1878年(明治11年)	風葬が禁止される。
1884年(明治17年)	与論十五夜踊りが中止される。
1890年(明治23年)	与論十五夜踊り復活。
1897年(明治30年)	簡易小学校廃止、与論尋常小学校となる。
1898年(明治31年)	猛烈な台風が襲来し4年間大飢饉となる。
1899年(明治32年)	長崎県口之津町への移住始まる。
1908年(明治41年)	与論村となり、村役場を茶花に置く。龍田佐隆史氏初代村長に就任、第1回村会議員選挙実施。
1936年(昭和11年)	村営汽船与論丸が与論=沖縄間に就航。
1937年(昭和12年)	大金久海岸に防砂林を植樹。
1941年(昭和16年)	太平洋戦争始まる。
1944年(昭和19年)	満州移民開拓団出発。初空襲を受け与論丸沈没。
1945年(昭和20年)	3月23日から3日間の空襲で、茶花市街地や学校などが焼失。4月4日琴平神社並びに全島で約370世帯が焼失。8月15日終戦、10月米軍初上陸。当時人口7,913人。
1946年(昭和21年)	米国統治下に置かれ日本と分離(2月2日)、帰国した満州移民団が鹿児島県肝属郡田代町に再移住。
1947年(昭和22年)	酒造会社設立、与論村漁協設立。
1948年(昭和23年)	与論中学校開校。
1953年(昭和28年)	奄美群島日本復帰。
1955年(昭和30年)	診療所開設。
1957年(昭和32年)	村営発電所完成。
1958年(昭和33年)	電話開通・テレビ放送受信開始、あけぼの丸就航、奄美大島信用金庫与論支店開設。
1961年(昭和36年)	プロパンガスの使用開始。
1962年(昭和37年)	大型製糖工場完成、島内一周道路完成。
1963年(昭和38年)	1月1日町政施行「与論町」となる。与論港江が島棧橋竣工。小中学校で給食開始。与論町体育協会設立。第1回町民体育大会開催。
1965年(昭和40年)	照国丸就航。中学校2階建て校舎と体育館完成。観光協会設立。
1966年(昭和41年)	町章を制定。与論町商工会設立。
1967年(昭和42年)	大島高校与論分校開校。役場新庁舎落成。
1969年(昭和44年)	農村振興センター(現中央公民館)完成。田代町と姉妹盟約締結。与論高校本校舎完成。
1970年(昭和45年)	ハイビスカス丸就航、大島紬養成所完成、第一次振興計画策定。

1971年(昭和46年)	県立与論高等学校独立。
1972年(昭和47年)	沖縄県祖国復帰(5月15日)、太陽国体採火式・炬火リレー挙行。
1973年(昭和48年)	大島電力、九州電力へ合併。与論空港工事開始。国民宿舎海中公園センター完成。
1974年(昭和49年)	与論島国定公園指定。
1975年(昭和50年)	給食センター完成、与論小創立100周年記念式典挙行。
1976年(昭和51年)	与論空港開港。
1977年(昭和52年)	東亜国内航空鹿児島直行便開通。
1978年(昭和53年)	町旗・町民歌制定、南西航空那覇～与論間開設。
1980年(昭和55年)	東十条小学校(東京都北区)と3小学校姉妹校盟約締結。
1981年(昭和56年)	地籍調査完了。
1983年(昭和58年)	ヨロンバナウル王国建国。JAC奄美大島～与論間就航。
1984年(昭和59年)	ギリシャ国ミコノス市と姉妹盟約締結、町長以下26名ミコノス島親善訪問。
1985年(昭和60年)	ミコノス市・与論町姉妹盟約締結記念式典挙行(ギリシャ国駐日大使来島)、JAC徳之島～与論間就航。
1986年(昭和61年)	与論中学校新体育館完成。精糖史上最高64,859トン生産。
1987年(昭和62年)	多目的運動広場(テニスコート)完成、プリシアリゾートヨロン開業。
1989年(平成元年)	与論港(茶花地区)完成開港。
1992年(平成4年)	第1回ヨロンマラソン開催(参加者1,317人)、B&G海洋センター(プール・艇庫)オープン。
1993年(平成5年)	旧巡視船あまみ品覇沖に沈める、サザンクロスセンターオープン、県民体育大会サッカー大島地区与論大会で優勝、町政施行30周年記念式典挙行。【与論十五夜踊り】が国の重要無形民俗文化財に指定される。
1996年(平成8年)	与論徳洲会病院オープン、地域福祉センターオープン、与論高校創立30周年記念式典挙行。
1997年(平成9年)	与論～沖縄間航空路線JTAからRACに移管、与論十五夜踊り保存館完成、多目的屋内運動場完成、与論中学校創立50周年記念式典挙行、ヨロンおきなわ音楽交流祭始まる。
1998年(平成10年)	名誉町民有村治峯氏白寿祝賀会開催、全国与論会創立30周年記念式典挙行、与論郵便局開局120周年記念式典挙行、
1999年(平成11年)	やんばる駅伝競走大会に正式会員として参加。
2000年(平成12年)	茶花小学校・那間小学校創立100周年記念式典挙行、第10回やんばる駅伝競走大会与論大会開催。島全体のサンゴ礁が白化現象を起こす。
2001年(平成13年)	ギリシャ・ミコノス市訪問団来島、ヨロンマラソン第10回記念大会開催。
2002年(平成14年)	「バナウル王国の環境憲法」策定。町立診療所閉所。リサイクルセンター稼働。沖縄祖国復帰30周年記念交流事業開催。
2003年(平成15年)	品覇海岸沖に海中宮殿が完成。火葬場が完成。町制施行40周年・バナウル王国建国20周年・奄美群島日本復帰50周年記念式典挙行。
2005年(平成17年)	肉用牛販売額が10億円を突破。JAC鹿児島便がYS-11機材からQ400型機に変更。堆肥センター完成。与論小学校創立130周年記念式典挙行。
2006年(平成18年)	長崎県口之津町(現南島原市)と姉妹町協定を結ぶ。錦江町(旧田代町・大根占町)と姉妹盟約を結ぶ。与論高校創立40周年記念式典挙行。与論中野球部県秋季大会で優勝し九州大会に出場。
2007年(平成19年)	与論港コースタルリゾート完成式典開催。与論町サンゴ礁条例制定。RAC沖縄便Q300就航。与論中学校創立60周年記念式典挙行。
2008年(平成20年)	与論小学校新校舎完成。震度5弱地震発生。

2011年(平成23年)	ヨロンマラソン第20回記念大会開催(参加者1,326人)。東日本大震災発生(3月11日)。与論十五夜踊り450周年祭開催。
2012年(平成24年)	沖縄祖国復帰40周年記念で沖縄返還要求海上運動を再現。第22回やんばる駅伝競走大会与論大会開催。大型台風15号・16号・17号襲来で甚大な被害発生、相次ぐ台風襲来で島からガソリンが枯渇。台風被害者用仮設住宅8戸建設。
2013年(平成25年)	千代皇関十両昇進。静岡市青年の船40周年・与論島渡航35周年記念。大型台風24号襲来(災害救助法適用)。町政施行50周年・パナウル王国建国30周年・町体育協会設立50周年・奄美群島日本復帰60周年記念式典挙行。与論町・南島原市姉妹市町協定調印式。口之津・大牟田・荒尾・盤山「移住・開拓の月」記念碑除幕式開催。東京与論会創立90周年記念。
2014年(平成26年)	最終処分場完成。
2015年(平成27年)	与論小学校創立14周年記念式典挙行。第56回日本復帰記念駅伝競走大会与論島開催で与論A(男子)初優勝。
2016年(平成28年)	ヨロンマラソン第25回記念大会開催。第26回やんばる駅伝競走大会与論大会開催。与論中学校駅伝部県大会準優勝。危機的な状況にある言語・方言サミット(奄美大会)与論開催。与論高校創立50周年記念式典開催。千代皇関・東前頭15枚目昇進し新入幕果たす。
2017年(平成29年)	奄美群島国立公園に昇格。クリーンセンター美ら島完成。JAC鹿児島便就航40周年記念。天皇皇后両陛下下行幸啓。鹿児島与論会創立90周年。
2018年(平成30年)	与論町多目的運動広場落成式。大型台風24号襲来。関西与論会創立80周年記念。
2019年(平成31年 ・令和元年)	与論町役場新庁舎落成式。
2020年(令和2年)	与論民俗村の「与論の芭蕉布製造技術」が国の重要無形民俗文化財に指定される。新型コロナウイルス感染症クラスターが発生し111人の感染確認。
2022年(令和4年)	沖縄祖国復帰50周年記念事業で沖縄返還要求海上運動を再現。沖縄県国頭村と姉妹都市盟約締結。

### ③与論町の文化財

与論島は、沖縄北部の辺戸岬から北東23kmの距離にあり、地理的状况の中で琉球文化の影響を強く受けながら、島独自の文化を育んできました。また、昔から様々な伝統や武勇伝が多く存在しており、国・県の指定を受けた文化財が多く保存されており、島民や観光客にとって与論島の自然や歴史・文化などの特徴を知るための貴重な資料となっています。

また、与論町には国指定重要無形民俗文化財2件、国指定有形民俗文化財1件、町指定文化財4件が文化財登録されています。

#### ア) 国指定文化財

##### 【重要無形民俗文化財】

名 称	与論十五夜踊り	所 在 地	与論町字城
指定年月日	平成5年12月13日	所有者・管理者	与論十五夜踊り保存会
<p>与論十五夜踊りは、室町時代の永禄四年(1561年)に創作され、それ以後450年余り踊り継がれており、毎年旧暦3月8月10月の各15日に、与論城跡にある地主神社に奉納されます。この踊りは、嶋中安穩・五穀豊穰の祈願(雨乞い)、または、感謝の意味を持つ奉納踊りです。踊りは、琉球・奄美・与論の踊りから創作し、独特の黒装束を纏って踊る琉球風の二番組と、室町時代の能や狂言から搜索した大和風の一番組の踊りで構成されており、この対照的な二つの踊りが交互に奉納され、古の異文化交流の結晶を見ることが出来ます。</p>			

名 称	与論民俗村	所 在 地	与論町字麦屋
指定年月日	令和2年3月16日	所有者・管理者	菊 秀史
<p>与論島の芭蕉布織の製造技術が指定され、伝統文化継承保存に努めています。</p>			

##### 【有形民俗文化財】

名 称	与論民俗村	所 在 地	与論町字麦屋
指定年月日	平成26年2月6日	所有者・管理者	菊 秀史
<p>与論町にある与論民俗村が収蔵する与論島の生産と生活に関わる用具です。農耕や製糖、漁撈に使用された用具と衣食住に関する用具から構成され、島の身近な植物や貝類、珊瑚、石灰岩などを素材としたものも多く収蔵されています。</p>			

#### イ) 与論町指定文化財

##### 【史跡名勝天然記念物】

名 称	アマンジョー	所 在 地	与論町字麦屋
指定年月日	昭和51年2月20日	所有者・管理者	与論町
<p>与論島に初めて人が渡来した時、この水を発見し、それからこの島に住み着いたと言われている湧水の井戸。</p>			

名 称	屋川（ヤゴ）	所 在 地	与論町字城
指定年月日	昭和51年2月20日	所有者・管理者	与論町
<p>この屋川は、城公民館脇の地下洞窟の湧水で、与論世之主が築城時代より使用したという説があり、城集落の生活用水として長い年月利用されていましたが、上水道施設が整備され水道が普及してからは使用されていません。ちなみに、この流水は地下を通過して島の南海岸のウジジに流れ出ています。</p>			

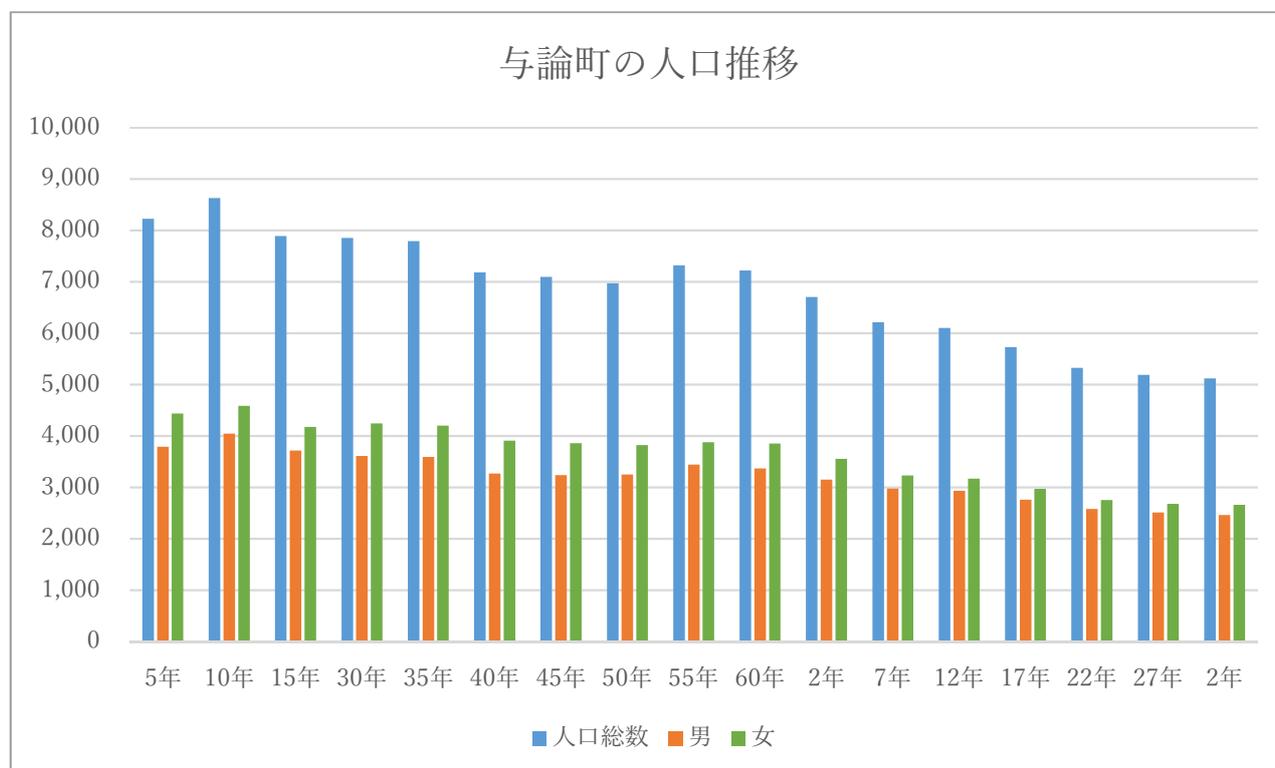
名 称	与論城跡（琴平神社・地主神社）	所 在 地	与論町字城
指定年月日	昭和51年2月20日	所有者・管理者	神社法人
<p>西暦1405～1416年頃、琉球北山王の三男オーシャン「与論世之主」が築城中、北山王滅亡のため築城途中で未完成のままとなっており、天然の三層の断崖と、それを結ぶ石垣が560余年の面影を残しています。北端から東南へ延びる200m余りの石垣は伏龍を模したものと言われています。</p>			

【有形文化財】

名 称	大道那太（ウブドーナタ）の遺物	所 在 地	与論町字朝戸
指定年月日	昭和51年2月20日	所有者・管理者	大田 栄一
<p>与論の勇者と伝えられているウブドーナタの遺物（母屋、高倉、着物入箱、刀入箱、手水鉢、カ石、船置石）が朝戸集落の大田栄一氏宅で保管されています。ウブドーナタ（大道那太）は琉球北山王樊安知の頃（応永23（1616）年）、那太大主という役職（今で言うと知事）に就いていた人物で、琉球近海の治安維持のために琉球国王より助力を求められた程の武人であり、剛力の持ち主でした。また、海事にも優れた人物であったと伝えられています。</p>			

## 2. 社会的概況

### (1) 人口



#### ■与論町の人口推移

(単位: 人)

	昭和5年	昭和10年	昭和15年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
人口総数	8,227	8,630	7,889	7,851	7,792	7,181	7,096	6,971	7,320
男	3,792	4,046	3,715	3,608	3,590	3,270	3,238	3,249	3,440
女	4,435	4,584	4,174	4,243	4,202	3,911	3,858	3,822	3,880

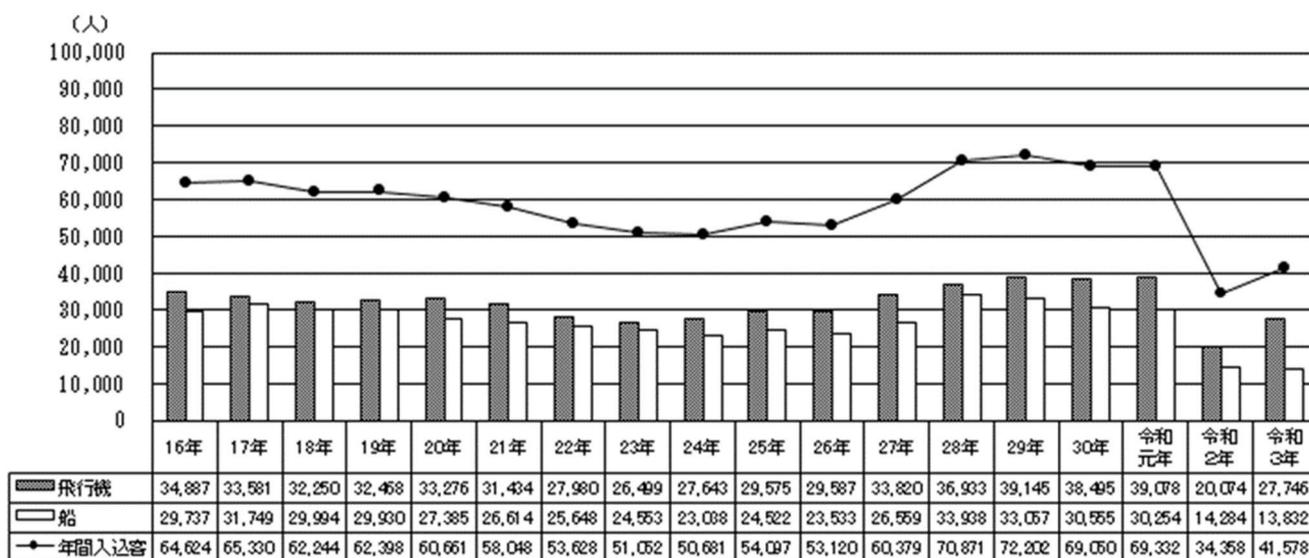
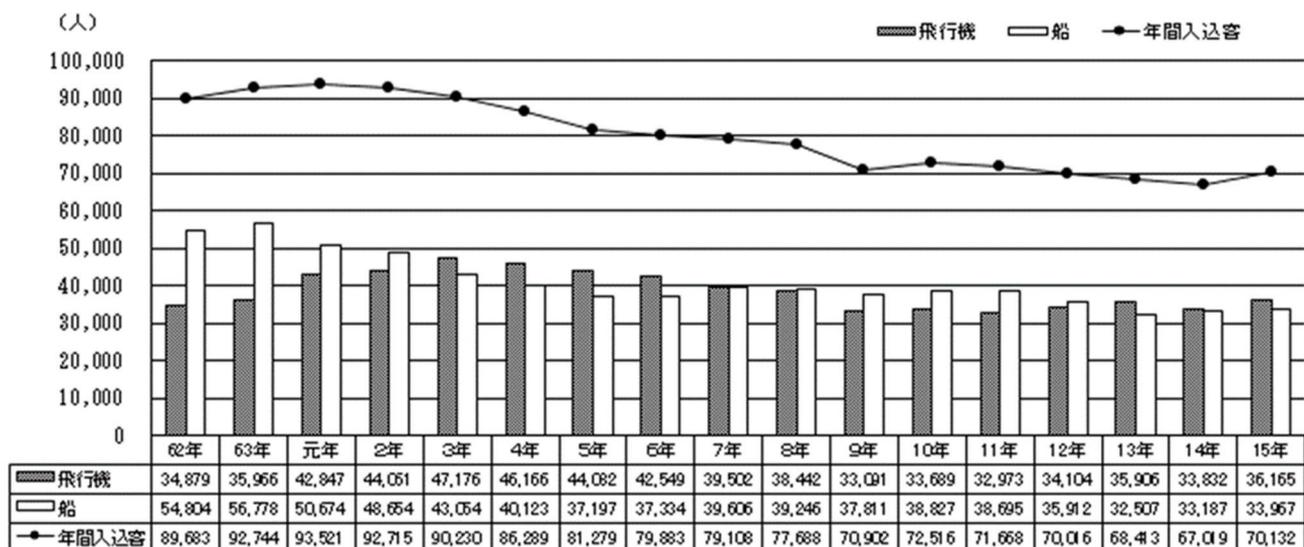
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	7,222	6,704	6,210	6,099	5,731	5,327	5,186	5,119
男	3,370	3,148	2,979	2,933	2,762	2,577	2,509	2,460
女	3,852	3,556	3,231	3,166	2,969	2,750	2,677	2,659

### (2) 産業

2022年(令和4年)の就業人口は2,823人となっており、総人口の55.2%となっています。1985年(昭和60年)と比較すると就業人口は574人減少しています。特に景気や経済の影響を受けやすい製造業が800人近く減少している一方で、サービス業が264人増加しています。これは、大島紬の衰退による機織子の減少と観光衰退によるお土産等の製造業者が減少し、介護施設新設等による福祉・医療サービス従事者が増加したものと考えられます。

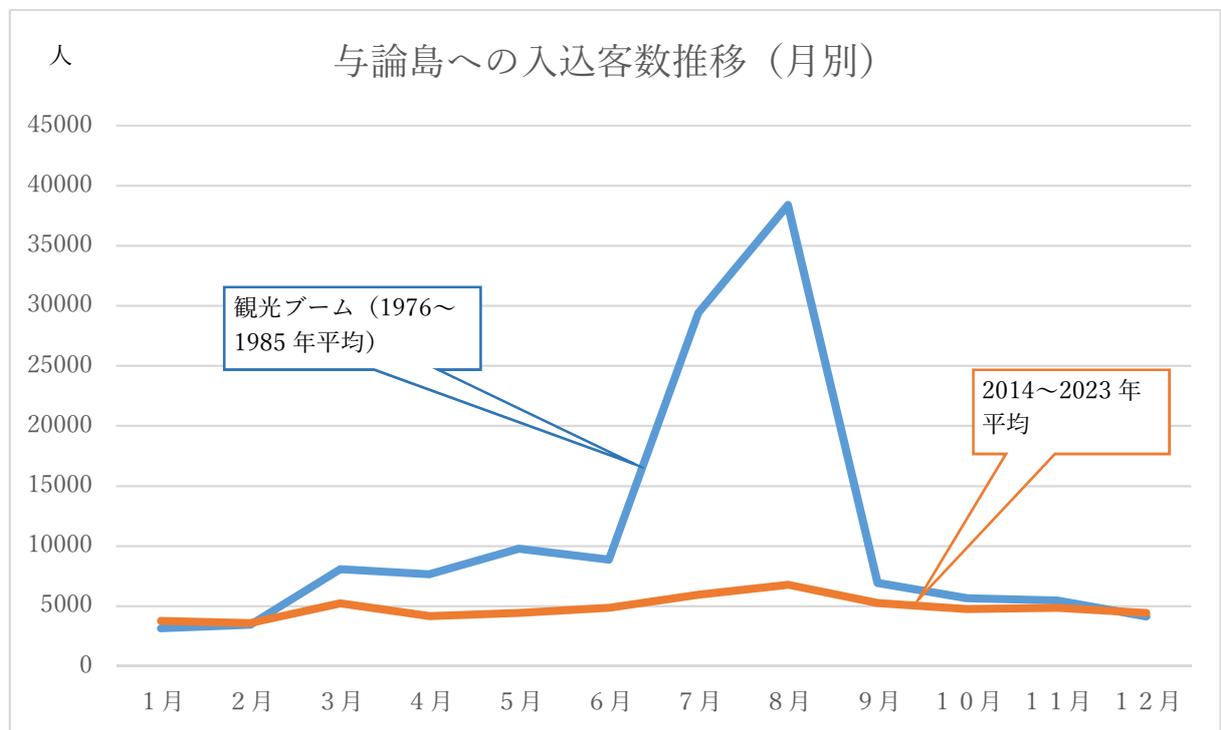
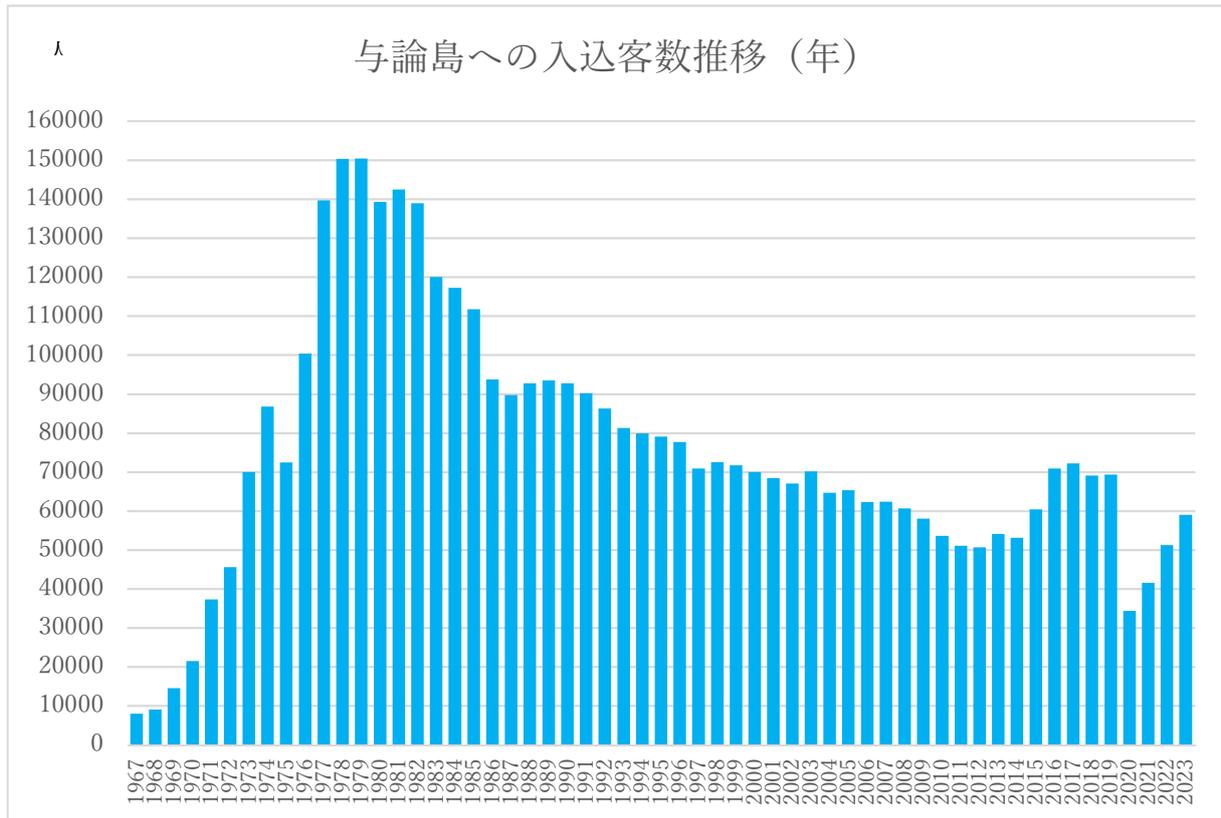
### (3) 観光

入込客数については、昭和54年の観光ブーム15万人をピークに平成24年の5万人まで減少を続けました。平成27年度から地方創生事業を活用した観光再生事業が行われ、令和元年まで7万人まで入込客が順調に回復しましたが、令和2年以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空便は運休・減便が発生し、クルーズ船の寄港もなかったことから、入込客数は大幅に減少しました。現在は回復傾向にあります。



「第六次与論町総合振興計画 令和4年度～令和13年度」より

入込数を月別にみると、観光ブーム時代の7月から9月に集中していたピーク時期が無くなり、現在は年間を通して平均的に月4～5千人の入込で、突出した夏のピーク時期が無くなってきています。



### 3. 関連計画の整理

#### (1) 関連計画

## 想い<sup>む</sup>どう島ぬ力 —あなたの想いが島の力になる—

第6次総合振興計画（令和4年度～令和13年度）

～概要～

#### <基本構想>

#### 第1章 与論町の姿

#### 第2章 まちづくりの目標

#### 第1節 基本理念

##### ○基本理念

### 想い<sup>む</sup>どう島ぬ力 —あなたの想いが島の力になる—

先人達から培われてきた島民性は、失ってはならないこの島の宝のひとつです。

今日の与論島が置かれる社会状況は、多くの深刻な問題に直面しており、これからのまちづくりはこれら課題に対する姿勢が問われる変化期を迎えています。

大きな示唆を与えてくれるのは、先人たちが苦難を乗り越えてきた歴史です。変化期にあって未来へ向けたまちづくりを進めるとき、先人達の足跡に想いを馳せ、この島を次世代へと守りつなげるために、島に関わり今を生きる私たち全てが、個々の持つ島への想いに耳を傾け合いながら、よりよい与論の未来へ向けた取組を実践していく必要があります。

基本理念の「想い<sup>む</sup>どう島の力」の「強く想い願うことがその人の運命となり、請い願うことがその人の幸運につながる」の趣旨にならない、総合振興計画の基本理念として掲げるものです。

#### 第2節 まちの将来像

##### 第1項 将来像

基本理念に基づき、3つの項目を今後10年間のまちづくりを通じ実現したい島の将来像として定めました。

- お互いを知り、学びを深め合う島
- 力を合わせ、チャレンジする島
- 豊かな自然と暮らしを未来へつなぐ島

##### 第3節 まちづくりの基本目標

5つの項目をまちづくりの基本目標に定め、必要な取組を進めて参ります。

- ① 想いを重ね合い、お互いが輝けるまち・ひとづくり
- ② 安心して住みやすいまちづくり
- ③ 島内外のつながりを拡げ、活力を生み出すシゴトづくり
- ④ 豊かな自然と恵みを次世代へつなげるまちづくり
- ⑤ 多様な人々が共に創るまちづくり

##### 第4節 将来人口の目標

第6次総合振興計画においては、人口総数の目標を5,000人とします。加えて、人口減少の抑制について目標を設定し、その実現に向けて必要な施策を推進していきます。

### 第3章 重点プロジェクト

#### 第1節 健康増進プロジェクト

#### 第2節 子育てプロジェクト

#### 第3節 人材育成プロジェクト

#### 第4節 農水産業プロジェクト

#### 第5節 環境プロジェクト

##### 1 花と緑のまちづくりの推進

公共施設や沿道に町民の協力のもと花木等を植栽し、与論らしさを体感できる花と緑にあふれた美しい景観整備を図るとともに、地域の景観と調和のとれた魅力あるまちづくりに向けた住民単位からの緑化の取り組みを起こすため、緑化モデル地区等の設定を検討し、緑化に関する住民意識の向上を図ります。

##### 2 持続可能な地域づくりと連携したサンゴの海の再生

本町は亜熱帯島嶼地域の自然環境を有し、海域ではサンゴ礁生態系が発達する独特の景観と特有の動植物種の生息域となっています。

こうしたサンゴ礁に育まれた自然環境を次世代へと受け継ぐために、本町の農林水産観光産業の振興と自然環境の保全・再生の両立を図り、住民生活とサンゴ礁生態系の調和に向けた実践的な活動に取り組みます。

##### 3 持続可能な地域づくりに寄与する環境学習の推進

#### 第6節 観光地域づくりプロジェクト

##### 1 与論島の自然環境や集落景観に配慮した持続可能な観光地域づくり

地域の美しい自然環境や集落景観を保全し持続可能な観光地域づくりを推進するために、島内の観光ルールの構築・普及と、観光ルールと連動した地域づくりに取り組みます。

##### 2 与論島の生活文化の保存継承及び地域住民への配慮と交流を軸とする陸域観光の推進

##### 3 与論島の集客交流産業の生産性向上と観光従事者の仕事満足度の拡充

#### 第7節 人々をつなぐ情報共有プロジェクト

<基本計画>

第1章 保健・福祉・医療

第2章 教育・文化

第3章 産業

第4章 生活基盤

第1節 土地利用

(基本方針)

本町の狭小な土地を集約化・流動化することにより土地の有効活用を図り、自然環境の保全に配慮しながら調和のとれた土地利用を促進します。

(施策と基本事業)

第1項 秩序ある調和のとれた土地利用

項目	基本事業の概要
農業地域のゾーニング	「与論島らしい景観」の構築と調和の取れた土地利用促進のため、サトウキビ畑などの農村景観地域ゾーニングに指定し景観づくりを推進する。
保護地域のゾーニング	「与論島らしい景観」の構築と調和の取れた土地利用促進のため、海と海浜地域の植生等の景観や琉球の影響がみられる集落景観などをゾーニングに指定し、植生の保全や建築物の規定などを検討し景観づくりを推進する。 また、国立公園地域内における開発行為の規制等、保護区域内の環境保全に対する住民理解の促進に引き続き取り組む。

第2節 道路・交通

第3節 情報・通信

第4節 住宅

第5節 緑化

(基本方針)

与論らしさを体感できる沿道景観整備と地域の伝統・文化を演出する地域景観整備を進めます。

(施策と基本事業)

第1項 緑化対策

項目	基本事業の概要
住民意識の醸成及び地域緑化への参画促進	景観整備に係る住民意識の醸成に向け、景観整備に係る講座や緑化のセミナー等を開催するほか、町内においてモデルになるような花壇や景観に合わせた植栽方法について互いに高め合う勉強会等の実施を行う。 整備した花壇等については、緑化推進員による継続した管理を行うことでいつ見ても美しい環境整備を目指す。
グリーンバンクの整備	町道や県道、その他の公共施設の周辺等にアダンやソテツ等、在来種を生かした植栽を実施するとともに、道路整備や土地改良などの公共事業における伐採対象樹木を一旦保管し再利用した植栽等を通じ、在来の植物資源を効果的に再利用した緑化の推進に取り組む。

第6節 水道

第7節 環境保全

第8節 消防防災・生活安全

第9節 墓地

第5章 共生・協働

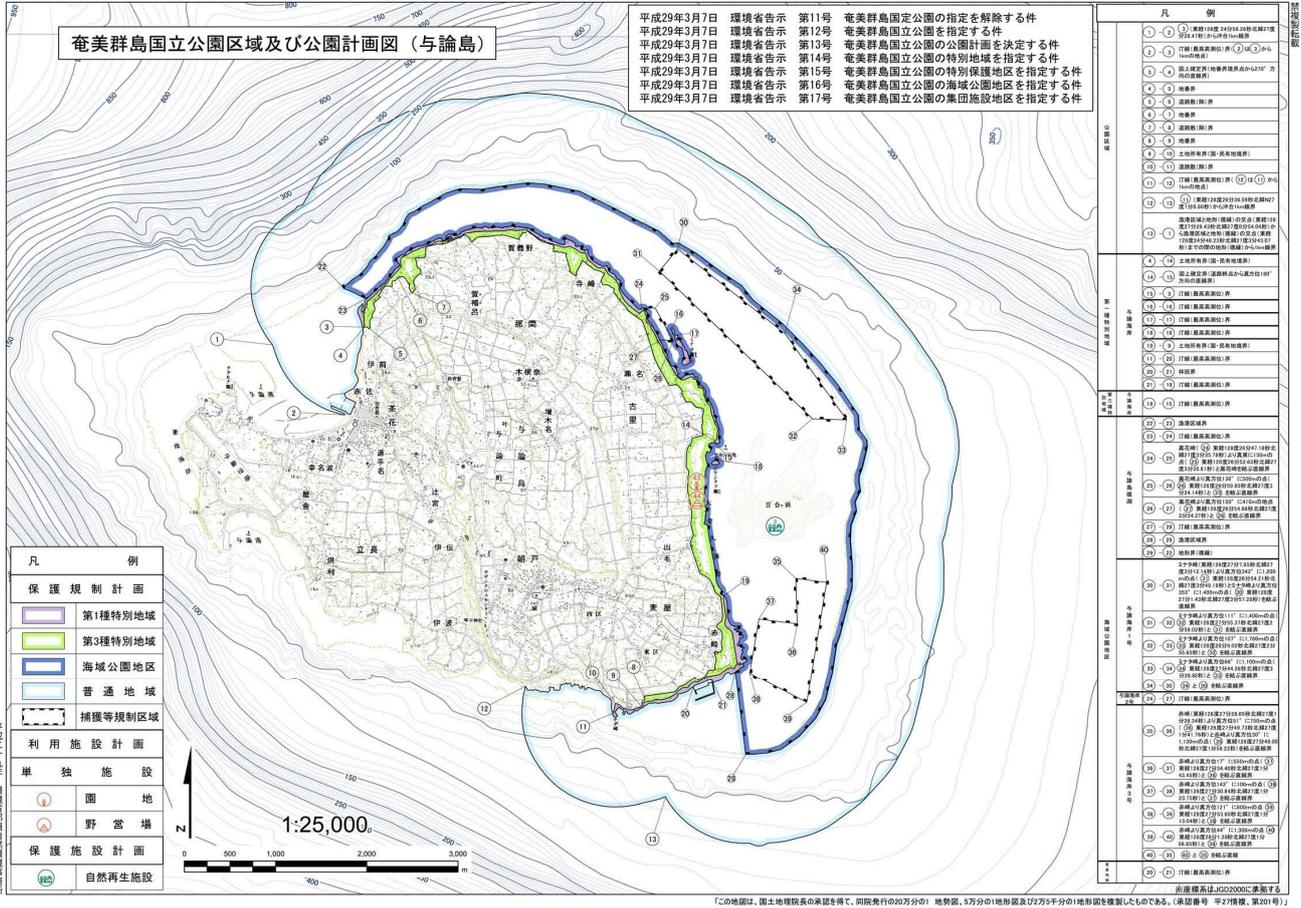
第6章 行財政

## (2) 土地利用法規制

### ① 国立公園

平成29年3月7日に奄美群島国立公園が誕生しました。

与論島の国立公園は、陸域1.22 km<sup>2</sup>、海域9.11 km<sup>2</sup>が対象区域となっています。



■与論島の国立公園 ※環境省\_生物多様性センターより

### ② 農業地域

「鹿児島県農業振興地域整備基本方針（令和4年6月変更）」では基本方針を次のように定めています。

**1) 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）**

本県は、本土の最南部に位置し、県土の総面積は、約9,187km<sup>2</sup>で全国第10位、2,643kmの長い海岸線を持ち、太平洋と東シナ海に囲まれた南北約600kmにわたる広大な県土を有している。また、種子島、屋久島、奄美群島をはじめとする多くの離島は、本県総面積の約27%と大きな比重を占めている。

農業上の土地利用については、農用地が食料の安定的供給を確保するための基礎的資源であるとともに、県土及び自然環境の保全等の多面的機能を発揮していることから。現況が農用地である土地は極力その保全と有効活用を図る。また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保し、整備することを原則とする。

特に、農用地区域内の土地については、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、効率的な土地利用と生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地利用計画において指定された用途以外に供されないようにするものとする。

## 2) 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

### 「畑」の整備

農地面積の約7割を占める畑地においては、収益性の高い安定した畑作経営のため、地形や地域特性に応じて、ほ場整備や用排水施設、農道等の農業生産基盤の整備を進める。また、これまで整備してきた施設についても、安定的な用水供給機能を確保するため、予防保全対策や適時適切な更新整備をすすめる。

### 「樹園地」の整備

鹿児島県果樹農業振興計画に基づき、樹園地の集約や集積を図り、生産性の向上と高品質果実生産が可能な園地を整備する。併せて、園内作業道の整備や小規模の基盤整備に加え、スピードスプレー等の省力機械、自動除草やドローン防除等、スマート農業が導入可能な園地整備に努める。

### 「採草放牧地」の整備

鹿児島県酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき飼料基盤の確保を図るため、飼料畑や草地の造成・整備・改良等を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用して農地集積を推進することにより、飼料生産基盤を強化する。

## 3) 農用地等の保全に関する事項

本県は、台風常襲地であることに加え、集中豪雨等も多く、県土の約半分はシラス等の特殊土壌が占めているから、災害の発生しやすい条件下にある。また、営農形態や土地利用の変化、農業用防災施設の老朽化も進んでいることから、地域全体の防災計画に沿って農地の保全・整備を行う必要がある。

農業用ため池等を整備するとともに、農業用防災ダム施設の更新、特殊土壌地域における農地の侵食・崩壊を防止するための排水施設の整備、農村と農業用施設等の一体的な防災・減災対策のほか、高潮や津波等による農地の被害を防止するための海岸保全施設の整備や施設の長寿命化を計画的に進める。

また、荒廃農地は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、荒廃農地の発生防止と利活用を図る必要がある。

このため、市町村や関係団体等と連携しながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の基盤整備等による活用を推進するとともに、中山間地域等直接支払集落協定に基づく農地の保全活動を進める。

## ③森林

与論町では「森林法」による地域森林計画対象民有林及び保安林の区別がされており、これらを森林地域として定めています。

また、保安林は、水源の涵養のため、土砂流出・土砂崩壊防備などの災害防備のため、生活環境の保全などの保健・風致の保存等のために計画的な整備を推進することとしています。

## 第3章 与論町の景観資源の現状と課題

### 1. 景観資源の現状と特性

与論町の自然・景観と地域資源についての概要と、自然、歴史・文化、街並み、集落と生業・暮らしについて、それぞれの現状と特性について整理します。

#### (1) 自然・景観

与論島は、琉球石灰岩の上に亜熱帯植物が茂り、真っ白な砂浜と美しい珊瑚礁に囲まれた、最高峰が海拔100mにも満たない平らな島です。

大部分がサトウキビ畑を中心とした農地であり、茶花地域に官公庁や商店街・宅地が密集しており、本島の歴史・文化の発祥地域である与論校区（城・朝戸）地域の宅地密集地を除けば、ほぼ宅地は散在した与論独自の生活空間を創出しています。

また、古くから宅地の庭には巨樹が生育しており、宅地周囲は珊瑚を積み上げた石垣に囲まれ、その屋敷の歴史を感じ取ることが出来ます。集落内・農地内にも所々に御神木的な巨樹を中心に樹木が密集しているなど、山林をほとんど有しない与論島の貴重な緑地景観を形成しています。近年は、様々な整備事業により緑地が失われる中、こうした与論島独自の景観も希少なものになってきています。

#### (2) 与論島の地域資源

##### 1) 観光資源

###### ①海洋性資源

与論島には60ものビーチがあり、特に大金久海岸の沖合1.5kmに大潮の干潮時の時にだけ現れる百合ヶ浜は、世界的にも珍しく、与論島を代表する観光名所です。

また、映画「めがね」やアイドルグループ嵐のプロモーションビデオのロケ地となったトゥマイやウドノス等、大小様々なビーチがそれぞれの違った雰囲気を作り出し、島の周囲を取り囲む珊瑚礁には多くのダイビングスポットがあり、年間を通して楽しむことが出来ます。

###### ②自然系資源

与論島は、亜熱帯に位置し年間平均気温が23℃という温暖な地域です。島の至る所で年中ハイビスカスやブーゲンビリアなどの色鮮やかな花々を見ることが出来ます。

また、珊瑚礁が隆起してできた島であるため、最高峰の海拔が97.08mと平坦な地形から特徴的な景色を生み出しています。

###### ③歴史・文化系資源

与論島は鹿児島県に属しますが、県最南端であるため沖縄との距離が近く、その為、琉球文化の影響を強く受けた歴史が長く、それらを感じさせる史跡や暮らしぶりが色濃く残されています。また、食文化に関しては奄美群島の鶏飯なども継承されており、奄美と琉球の文化が混在しています。

###### ④スポーツ・レクリエーション系資源

与論島には山がなく海に流れ込む大きな河川がないため、透明度が非常に高く珊瑚礁のリー

フに囲まれた遠浅のエメラルドグリーンの海では、カラフルな熱帯魚や水中生物を見ることが出来ます。このため、主要海岸やビーチでは1年を通してダイビングやマリンスポーツを楽しむことが出来ます。

また、与論島の風景や郷土料理を楽しみながら走る事が出来るヨロンマラソンや各種スポーツ大会が多数開催されています。

## 2. 町民意向

### (1) 調査の概要

#### ①目的

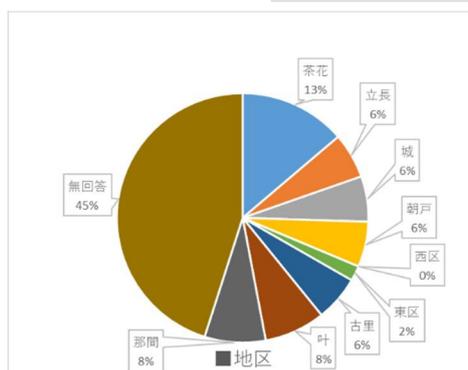
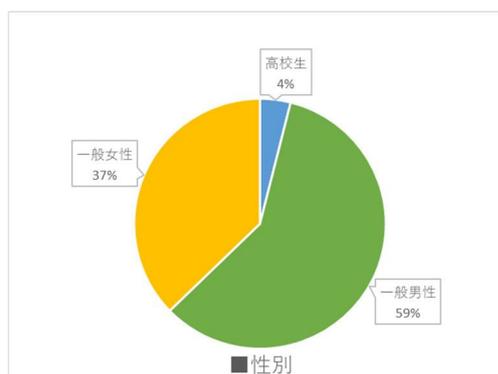
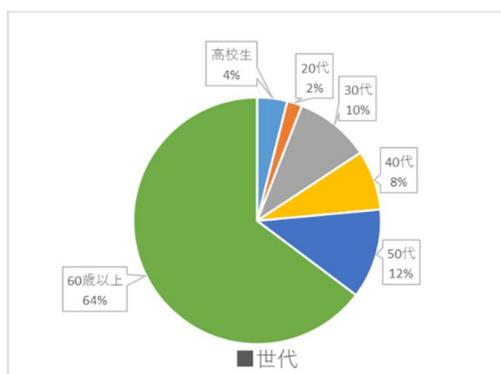
本アンケート調査は、与論島の景観づくり指針となる「与論町景観計画」の策定に向けて、島民の景観に対する意識や意向を把握し、「与論島の景観づくり」に反映させることを目的に実施しました。

#### ②概要

調査内容	景観に対する印象、今後の景観づくりについて、自身の景観への取組について
調査対象	令和5年9月末、与論島在住の全島民(全世帯)
対象者数	町民 5,087 人 (全世帯)
調査手法	小組合文書配布による配布 (環境課アンケート回収箱へ投函)
実施時期	令和5年9月 28 日 ~ 令和5年 10 月 20 日
回答者数	51 人 (回収率 1%)

#### ③回答者属性

世代では、60歳以上が多くなっています。

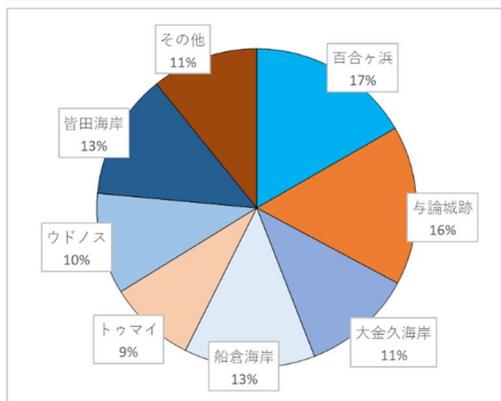


## (2) 調査結果の概要

### ①与論島の景観について

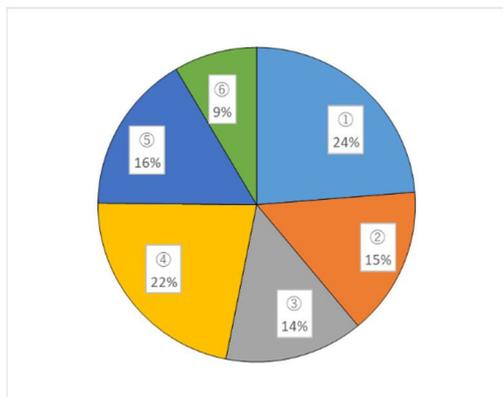
与論島の景観について、下記のアンケートを行いました。

与論島で好きな場所はどこですか？（複数回答 OK）



7カ所の代表的な場所は、満遍なく好まれているようです。  
（百合ヶ浜、与論城跡、大金久海岸、船倉海岸、トウマイ、ウドノス、皆田海岸）

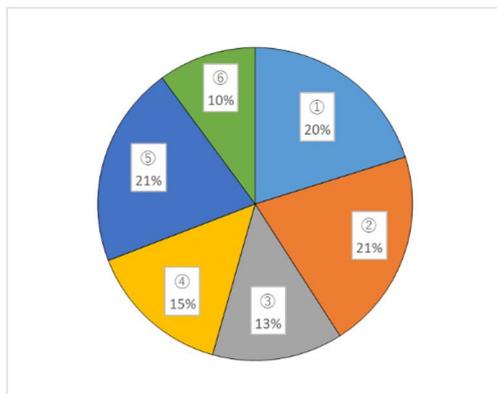
与論島で守りたい風景はどこですか？（複数回答 OK）



守りたい風景は奄美十景からの風景が多くの人に選ばれていますが、残りの風景も重要と考えられています。

- ①奄美十景（トウシ）から大金久海岸・百合ヶ浜方向の景色
- ②皆田海岸の山口誓子句碑から皆田離方向の景色
- ③トウマイ（寺崎海岸隣り）石碑から見た景色
- ④与論城跡から見える景色
- ⑤船倉から大金久海岸方向を見た景色
- ⑥その他

与論島で海以外に守りたい風景はありますか？（複数回答 OK）



海以外では、昔ながらの石積みや防風林など歴史のある地物が多く選ばれました。

- ①昔ながらの石積み
- ②フクギ並木等の防風林
- ③コーラル（サンゴ）の道
- ④茅葺の高倉や昔ながらの家造り
- ⑤原生林や森
- ⑥その他

### 3. 景観形成に向けての課題

#### (1) 課題整理に向けての考え方

##### ①与論町ならではの景観を守り育て・引き継ぐ

与論町には、美しく豊かな自然をはじめ、島が守り育ててきた歴史・文化や人々の生活が織りなす素晴らしい景観があります。海や原生林の景観、歴史的景観や集落の伝統行事など、「守り育てるべきもの」として、しっかりと共通認識を持ちながら、次世代へ引き継いでいくことが重要です。

##### ②魅力ある新たな景観の創造

魅力ある新たな景観の創造に向けて、地域との調和に配慮し、より魅力を高める取組が大切です。そのためには、良い感性と他者への配慮・おもてなしの心が大切です。また、誰もが、良い景観を眺めることのできる「視点場」を確保、整備していくことも重要です。

##### ③魅力ある景観に向けての修景

景観を損なう行為・問題点については、建築物・工作物などの物的なものと、ごみや雑草などの管理やマナー等の両面から、対策を考えていく必要があります。また、建築物・工作物などの物的なものについては、だれもが納得でき、守られる最低限のルール（景観形成基準等）が必要です。維持管理やマナー・意識については、誰が管理主体なのかを明確にし、役割を認識した行動・行為が行われるよう意識啓発をしていくことが基本になるとともに、上記の価値や目標の共有化が重要となります。

##### ④景観の価値を評価し、理解・周知・共有化を促進させる

「守るべきもの」として位置づけるためには、その景観の価値を評価し、価値観を共有することが必要です。資源の価値や大切さを自ら学び、知ることが基本になるとともに、外部からの評価を受けることも有効です。また、「どういう状態が良いのか」、だれもが漠然と思っている「“その場所らしい” 基準になる価値観、景観像」を具体的なイメージとして明らかにし、それをだれもが共有することが重要です。そのため、景観計画では、そのような景観の将来像・イメージを「目標」として明らかにすることを目指します。

##### ⑤地域経済や社会と一体化した景観づくり

景観まちづくりは、各景観資源の個の創造だけではなく、美しさや精神的ゆとりを生む背景として、経済的ゆとり・活力の維持が必要です。景観を美しい状態で守っていくためには、地域の産業の振興、活力向上、人口の維持対策などを同時に行っていくことが重要です。

## (2) 景観形成に向けての課題

島民アンケートやワークショップ、景観計画策定委員会の結果から、珊瑚礁の海については、与論島らしい景観として、好意的な印象を持つ島民が多いものの、島内の景観については、土地改良や森林伐採、海岸線近隣の島外資本によるホテルや別荘地開発による景観の悪化を懸念する島民の割合が高く、また、市街地や集落地域を含む各地域の景観については、廃屋・廃船の放置やごみの不法投棄、耕作放棄地の増加などによる景観や環境の悪化を懸念する島民の割合が高い状況にあります。このことから、美しい自然の適切な維持・保全を図るとともに、街並みや集落における良好な景観形成に向けた取組を進める必要があります。

一方で、良好な景観形成にあたっては、景観づくりに対する島民の意識の違いから、島民の共通財産として景観資源の再認識と保全の重要性を共通認識する必要があると考える島民の割合が高いことも分かりました。

ここでは、上記の課題をベースに、本町の現況、関連計画、景観資源の整理等を踏まえて、以下の5つの要素に分類して課題の解決に向けた取組を整理します。

### ①自然

#### ◆丘陵地

- 景観の背景となる遠景の丘陵地の緑及び市街地周辺の緑地の保全
- 舵引き丘、与論城跡などの景勝地や名所周辺の緑の保全

#### ◆海岸

- 海岸保全機能の整備を進める中、景観に配慮した整備と自然海岸における美しい水辺景観の形成
- 赤土流出防止の観点から河川及び水路周辺に緑地帯を確保した景観づくり
- 貴重な水辺空間として自然を活かした親水空間の創出による海岸の景観づくり

### ②歴史・文化

- 歴史的にも文化的にも貴重な巨木や樹林の維持保全
- 歴史的・文化的遺産の保全・活用と周辺を含めた街並み景観の形成
- 各集落に残る伝統文化など、文化的景観資源を保全活用し与論らしさを感じる景観づくり
- 与論城跡や上城遺跡など歴史的文化的性の高い資源の保全とその周辺との一体性ある景観形成

### ③街並み

#### ◆茶花市街地

- 中心市街地の賑わい空間の創出と観光立島の顔としての魅力と雰囲気のある景観づくり
- 木造建築物と新たな高層建築物とのバランスなど整合を図りながら、歴史的・文化的な遺産を継承・活用、新たに創出する景観の形成
- 斜面地における住宅地開発について緑の斜面地の保全と緑が豊かで良好な景観を持つ住宅地の誘導
- 市街地整備において、大規模建築物など周辺と調和した住商複合地区内の景観づくり
- 市街地周辺部に広がる低層系の既存住宅地においては、宅地内の緑が多く落ち着いた感じのある住宅地景観づくり

#### ◆道路

- 海岸沿いなど観光ルートとなる主要道路沿道の緑化による景観づくり
- 沿道を中心に存在している電柱・架線の整理・統合、地中化等による魅力ある沿道景観の形成

#### ◆公園・緑地

- 緑化基本計画との調整を図りながら、緑を活用した景観づくり
- 緑地公園など島民や集落民に身近な緑の整備による、開放的で緑豊かな景観づくり



▲茶花市街地と茶花海岸



▲ミコノス通り

#### ④集落と生業・暮らし

##### ◆集落

- 集落の屋敷林や防風林は、住宅と一体的に保全や地域性のある樹種を活かした景観づくり
- 昔ながらの石垣とフクギ並木等を活かした集落の歴史・文化性を高める固有の景観づくり
- 伝統的な建造物である高倉や家屋を活かした集落景観づくり
- 各集落で行われる希少性の高い伝統行事等の伝承及び魅力発信

##### ◆畑

- さとうきび畑等の保全活用による次世代に残すことができる農の景観づくり
- 畑地の風景や里山風景を保全しつつ、良好な集落環境の形成
- 耕作放棄地や雑木林の整備と利活用による景観づくり
- 赤土流出防止と法面保護の為、植栽や石積み等で景観美化に努める

#### ⑤その他

##### ◆その他

- 芭蕉布織や大島紬などの伝統産業の活性化と一体となった豊かな島の景観づくり
- 景観を損なう要因となるゴミや資材置き場等のルールづくりと対策
- 島民一人ひとりの景観に対する意識醸成とマナーの向上

## 第4章 景観形成の基本理念・将来像・基本方針

### 1. 基本理念と景観形成に向けての将来像

#### (1) 景観形成の理念と将来像

##### ①基本理念

与論町では亜熱帯海洋性気候による本土とは異なる自然や生活様式がみられ、また奄美群島と沖縄琉球文化が混じりあった与論独自の景観を形成しています。

さらに、時代ごとに様々な文化の影響を受けてきた歴史の中で育まれた伝統文化・行事は集落ごとに守られ、現代に受け継がれています。

これらの自然や文化をはじめとした与論島の良好な景観を形成していくために、以下の3つの基本理念を掲げます。

#### 基本理念

##### ■与論島らしい景観づくり

与論の景観を最も特徴づけるのは、そこに暮らす人々の文化・営みです。どこにでもある景観とさせないためにも、その真髄を追い求め、与論らしさを演出していく必要があります。

##### ■自然と文化を継承する景観づくり

地域や集落ごとに異なる、唯一無二の文化であることに誇りを持つことで、文化・景観を守り、伝えていく心を育みます。

与論の文化は特徴的な自然があるからこそ、その土地に根付き、育まれてきた文化です。与論島固有の景観を適切に保全していくには、自然や文化の成り立ちをしっかりと捉え、風化させない取り組みが必要となります。

##### ■みんなで実践する景観づくり

そのためにも、古来より寄り添ってきた自然の大切さを学ぶことで、文化の意義を理解し、後世へ伝えていきます。

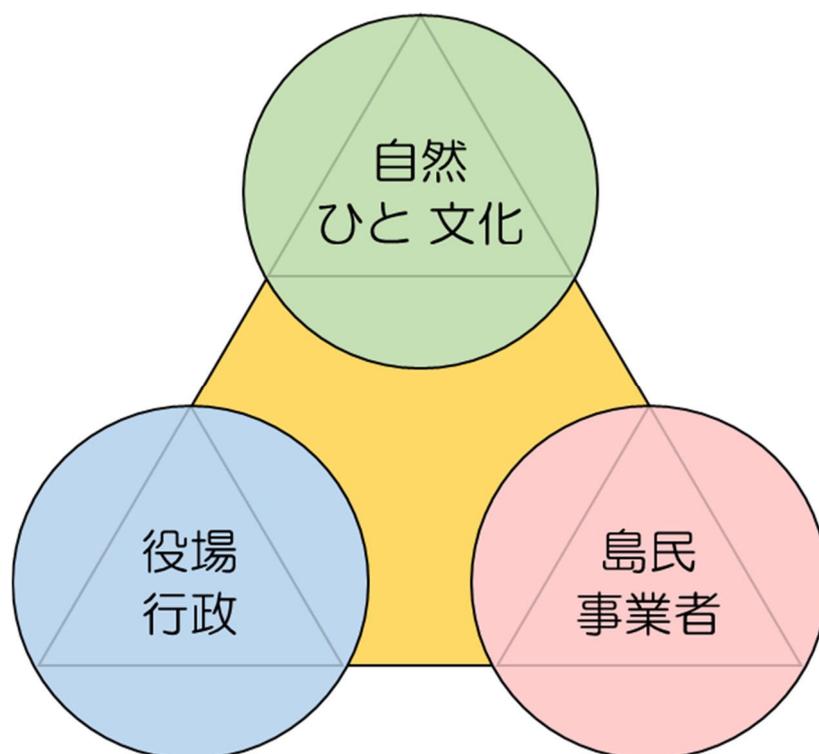
暮らしの景観や文化を守り、伝えていくためには、人々の働き、営みが必要不可欠です。与論島の景観づくりは行政のみ、島民のみではなく、各主体が協力し合って取り組みを行っていくことを前提に、地域のルール作りや、各主体の役割を明確にし、自分たちの与論島をより良い景観にしていきます。

②将来像

景観のまちづくり将来像

**自然・ひと・文化が輝く魅力ある景観**

～次世代へつなぐ、わーちやがゆんぬ～



## (2) 景観形成の基本目標

景観形成の目標として掲げた基本理念と将来像を受け、与論島全域を対象として、景観に関する総合的な指針となる景観形成の基本目標を次のように定めます。

### 景観形成の基本目標

#### 1. 思わず叫びたくなる自然景観の保全と沿道景観の整備

与論島は、美しいサンゴ礁の海に囲まれ、亜熱帯植物の生い茂る島であり、それとともに暮らしてきた島人の営みと、独自の景観要素によって構成されています。こうした島民共有の財産である資源を守り、活かせる景観づくりを目指します。

さらに、コバルトブルーの外海とエメラルドグリーンのリーフに囲まれた内海、そして白い砂浜と海岸沿いに広がる照葉樹林やサトウキビ畑からなる緑の景観など、豊かな自然景観を間近に体感できる沿道の景観づくりを進めます。

#### 2. 歴史・文化の保全と伝承

時代ごとに様々な文化の影響を受けてきた歴史と、特徴的な自然環境のもとで育まれ、独自に発達し、現代に受け継がれてきた与論島固有の景観を保全していくとともに、先人の築いた長い歴史・文化を受け止め、次世代へとつなげる新たな景観の創造に取り組むことにより、町民の豊かな心を育み、個性ある景観づくりを進めます。

#### 3. 地域の誇りと愛着が持てる景観づくり

本町は、「人どう宝」として各集落における「地域の宝」を活かして、島の住民及び島外からの来訪者との交流を推進し、集落及び地域の活性化を図ってきました。自然景観と文化景観の調和のもと、島民と協働して、オンリーワンの島を感じることができる、美しい街並みを創造し、次世代の人々も親しみと愛着を抱ける地域の景観づくりを進めます。

#### 4. 与論島ならではのおもてなしとやすらぎの景観づくり

空港や港・市街地など景観形成における重要な拠点を含め、各拠点の空間整備と景観整備を図り、来訪者をおもてなしする環境を演出することも南の島の景観づくりには必要なことです。また、環境への負荷の軽減に配慮し、人に優しいまちづくりを進め、安全なまち歩きを確保するなどの対策を合わせた心を豊かにする景観づくりを進めます。

#### 5. 協働の景観づくり

与論独自の景観を追求し、自然と文化を次世代へ繋いでいくためには、島民、事業者と行政が景観形成の目的や意識を共有し、それぞれの役割を理解することが重要です。そのためには、計画策定時からより開かれた議論の場や機会づくりを推進し、幅広い情報提供などを通して、人々の関心を高めていく景観づくりを進めます。

## 2. 景観形成に向けての基本方針

### 基本方針 1 守る景観—自然と文化を守る—

- 各集落の伝統行事や空間を守る景観づくりを行います。
- サンゴ礁、石垣、フクギ並木など亜熱帯海洋性気候が織りなす景観を守ります。
- 内海や河川の水質など環境保全・浄化などの対策も考えた景観を維持していきます。
- サトウキビ畑や農地境界のソテツ、高倉などの農村景観を守ります。
- 歴史・文化・景観的に貴重な巨木や樹林などは、地区の景観を先導し趣のある景観を形成する要素として維持・保全に努めます。
- 観光推進に向けた整備等を行う際には、十分な協議・検討を行い、本来の景観を活かした整備となるように努め、事業者への指導等を行います。

### 基本方針 2 育てる景観—ユンヌらしさを知る—

- 与論島を知り、情報を発信し、皆で継続的に議論していく景観づくりを行います。
- 行事に合わせた玄関先の飾りなど、与論島各地域の風土と生活感が垣間見られる景観づくりを行います。
- 島民や事業者が、与論島らしい景観を理解し、よりよい景観まちづくりを行う意識を育んでくために、周知・学習・行動する機会を提供していきます。
- 周囲の景観に合わせた標識、街路灯、休憩所などを考えていけるようパンフレット等での啓発活動に努めます。

### 基本方針 3 直す景観—ユンヌらしさを取り戻す—

- 商業の活性化とともに、歩行者空間の改善、通りに面した建物の外観の魅力化など、商業空間としての賑わいのある魅力的な街並み景観の形成を図ります。
- 銀座通りをはじめとした、歩いて楽しい市街地の景観づくりを進めます。
- 案内看板・サインなど適切な規制・誘導を行い、地区周辺と調和する施設の景観づくりに努めます。
- ユンヌらしさを感じることでできる景観づくりに向け、幹線道路沿道の土地利用や植樹などに配慮した沿道修景に努めます。

### 基本方針 4 創る景観—ユンヌらしさを伸ばす—

- 与論島らしい景観を創り、個性的で楽しいまちの活性化やイベントなどの取組に努めます。
- 与論島らしさを醸し出す、沿道建築物まで一体となったストリート景観づくりに努めます。
- 沿岸部の身近に感じる海浜や史跡等を考慮した市街地整備など、歴史や暮らしを伝え、地域の風景の再生を図る中で、独自の景観づくりを進めていきます。
- 観光案内板などにも統一感を持たせるとともに、与論島らしさを演出する工夫を行います。

## 基本方針 5 伝える景観—外へ、次世代へ繋ぐ—

- 風景は歴史を通して感じるものであり、風土は文化を通して読み取れるものであると捉え、日々の取組を通し、未来に繋ぐ、景観づくりに取り組みます。
- 与論島全体を網羅する景観ネットワークの形成に努めます。
- 沖縄県、奄美群島の市町村と連携し、南西諸島のイメージアップに繋がる景観づくりを図ります。
- 与論空港及び与論港周辺の魅力と賑わいのある茶花市街地の景観づくりとともに、空と海の玄関口を繋ぐロード景観づくりに努めます。

## 第5章 良好な景観形成のための行為の制限等

### 1. 景観計画区域

#### (1) 景観計画区域の設定

景観計画区域は、景観法第8条第1項に定められた、景観計画の対象となる区域で、都市、農山村、その他市街地又は集落を形成している地域（これと一体となって景観を形成している地域を含む）において、次の条件のいずれかに適合する区域です。

- (1) 現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域
- (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある土地の区域
- (3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があるもの
- (4) 住宅市街地の整備等が行われ、新たに良好な景観を創出する必要があるもの
- (5) 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがある土地の区域

景観計画区域内では、建築物の建築又は外観を変更する修繕等や色彩の変更を行おうとする場合、その規模により、あらかじめ町長への届け出が義務付けられ、計画の内容が景観計画に適合していない場合、町長は設計の変更等を勧告することができます。

また、特定届出対象行為に関しては変更命令を出すこともできます。

本町は、島全域にわたって数多くの景観資源が分布し、地域の景観的特徴を構成する重要な要素となっています。

これまでも、自然公園法による自然景観の保全や鹿児島県景観条例や本町文化財保護条例等をはじめとする施策により、良好な景観の形成が行われてきました。

しかし、本町における良好な景観形成を進めていくためには、限定された範囲での景観施策だけでなく、本町の特徴的な地形が創り出す豊かな眺望を保全していくためにも、島全域にわたる景観施策が必要です。

そこで、本計画における対象範囲は次のとおりとします。

**与論町景観計画の対象区域は、与論島の全域とします。**

## (2) 景観計画区域の区分

本町に相応しい景観形成を目的に、第6章において定める「特別景観区域」を除いた島全体を「一般景観区域」とし、緩やかなルール設定により、広域的な観点での景観誘導を図ります。

一般景観区域は、視点場からの眺望及び与論町の将来的な発展を勘案して、2つの区域を設定し、景観形成を図るものとし、また、法律でより強い制限のかかっている空港及び空港周辺と国立公園内の第一種特別公園区域、公共上必要な区域は景観計画区域から除外します。

### ・一般景観区域の区分

区域区分	概要
(a) 建築物高さ 13m制限区域	建築可能階数3階以下を想定した区域で景観区域の基本となるもの。 与論町の良好な景観を将来の世代に継承していくために設定するもので、茶花市街地特別景観区域と城・朝戸集落特別景観区域を除いて与論町全域にこの制限がかかります。
(b) 建築物高さ 7m制限区域	建築可能階数2階以下を想定した区域。 視点場からの景観を保全するうえで、13mの建築高さでは景観の保全が困難なため、より厳しい高さ7m制限が必要な区域です。海岸域や断層・丘陵地帯がこれに当たります。

## 2. 良好な景観の形成のための行為の制限

### (1) 行為の制限の概要

本町には、美しいサンゴ礁の海を始めとする自然景観や伝統的な文化や生活から生まれた街並みの景観など、様々な景観が島全域にわたって分布しています。これらの美しい景観資源は、台風などの自然災害回避のために先人たちが永年考え受継いできた知恵と地域の暗黙のルールの中で、周囲の景観に調和した建物などが建てられていたために保全されていたとも考えられます。一方、これまで景観づくりに関して明確な基準はなく、様々なデザインの建物等を自由に建てることのできるため、時代の移り変わりや人の流動などに伴い景観の阻害等も既に生じてきています。

そこで、自然・ひと・文化が織りなす魅力ある景観を実現するため、景観の形成や保全に大きな影響を与える一定規模以上の土地の開発や建築物等の行為について届出制度を設けることとします。届出対象となる行為を実施する事業者等は、町に届出を行い、景観形成基準をもとに協議を行うことが求められます。

本町では、2つの一般景観区域と他の法律でより厳しい制限のかかっている区域等の除外区域を設定します。また、一般景観区域とは別に特に重点的に景観形成を図る区域として特別景観区域を設定します。

#### 建築物・工作物等の行為の制限に関する基本方針

- 街並み景観の大きな要素である建築物や工作物について、良好な景観を形成するために必要な行為の制限を行い、適切な規制・誘導に努めます。
- 良好な景観の形成に向けて、周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史や文化などこれまでの地域の成り立ちや変遷を考慮したうえで、建築物及び工作物の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めます。

(2) 一般景観区域における景観形成基準【高さ13m制限区域】

行為		景観形成基準	
① 建築物の建築等	配置 ・ 高さ	<p>■視点場から見た時に島の稜線を侵さないように努める。また、周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</p> <p>■建築物の高さは、3階建て且つ13m以下とする。</p> <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周囲の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと町長が認める場合はこの限りではない。</p>	
	意匠 ・ 素材	<p>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</p> <p>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</p>	
	色彩	外壁	<p>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル*表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>・ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。</li> </ul> <p>※マンセル表色とは、色彩を色相、明度、彩度によって表現する表示方法 ※茶花市街区域は、白を基調とした街並みづくりを推進する。</p>
		屋根	<p>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <p>・全ての色相の使用に際し、明度5以下かつ彩度2以下</p>
	設備	<p>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</p>	
② 工作物の建設等	配置 ・ 高さ	<p>■視点場から見た時に島の稜線を侵さないように努める。また、周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</p> <p>■工作物の高さは、13m以下とする。</p> <p>■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</p> <p>■太陽光パネルを設置する場合は、周囲の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</p>	
	意匠 ・ 素材	<p>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</p> <p>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</p>	
	色彩	<p>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> </ul>	

③開発行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>■出来るだけ建築物や構造物が周辺から見えないように在来種樹木等の植栽を行う。</li> <li>■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> </ul>
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更
<ul style="list-style-type: none"> <li>■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>
⑤木竹の伐採
<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。</li> <li>■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</li> </ul>
⑥屋外における物件の堆積
<ul style="list-style-type: none"> <li>■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>
⑦公有水面の埋め立て
<ul style="list-style-type: none"> <li>■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。</li> </ul>
⑧特定照明
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。</li> </ul>

(3) 一般景観区域における景観形成基準【高さ7m制限区域】

行為		景観形成基準	
① 建築物の建築等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視点場から見た時に島の稜線を侵さないように努める。また、周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■建築物の高さは、2階建て且つ7m以下とする。</li> <li>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周囲の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと町長が認める場合はこの限りではない。</li> </ul>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル<sup>*</sup>表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>・ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。</li> <li>※マンセル表色とは、色彩を色相、明度、彩度によって表現する表示方法</li> <li>※茶花市街区域は、白を基調とした街並みづくりを推進する。</li> </ul>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・全ての色相の使用に際し、明度5以下かつ彩度2以下</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</li> </ul>	
② 工作物の建設等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視点場から見た時に島の稜線を侵さないように努める。また、周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■工作物の高さは、7m以下とする。</li> <li>■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</li> <li>■太陽光パネルを設置する場合は、周囲の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</li> </ul>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> </ul>	

<p>③開発行為</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■出来るだけ建築物や構造物が周辺から見えないように在来種樹木等の植栽を行う。</li> <li>■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> </ul>
<p>④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>
<p>⑤木竹の伐採</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。</li> <li>■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</li> </ul>
<p>⑥屋外における物件の堆積</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>
<p>⑦公有水面の埋め立て</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。</li> </ul>
<p>⑧特定照明</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。</li> </ul>

#### (4) 届出対象行為、届出の手続き（一般景観区域）

与論町景観計画の届出対象行為は、下表の通りです。これらの事業を行う場合には、本計画の基準が適用され、必ず事前に町の窓口へ届け出なければなりません。町の担当部署との事前協議等を踏まえ、審査により景観計画の内容に適合していると判断された場合に事業に着手することができます。

別表第 1（第 4 条関係） 与論町景観計画の「届出対象行為」

行為種類	工事種別	景観計画の届出対象となる規模
建築物	新築	全て
	増築	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
	改築	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
	移転	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
	外観を変更する修繕・模様替・色彩変更	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
工作物	擁壁	直高 > 1.5m
	その他工作物	全て
土地の形状変更 又は土地開発		全て

### ①規模による建築・開発行為の分類

与論町景観計画では、規模により建築・開発行為を2種類に分類しています。分類によって届出手続きが異なりますので、届出にあたってはどの建築・開発行為にあたるか確認してください。

#### ア) 大規模な建築・開発行為

別表第2(第4条関係) 『与論町景観条例』の適用対象

対象行為	規 模
建築物	1. 次の建築物(ただし敷地面積:500㎡以上) ア. 新築及び増築で高さ5mを超える、又は地上2階建て以上 イ. 地階の床面積が50㎡以上 2. ホテルやリゾートマンション等の建築物で2階建て以上かつ敷地面積が500㎡以上 3. 特殊建築物※で2階建て以上かつ敷地面積が500㎡以上
工作物	工作物で高さ5m以上のもの
土地の形状変更 又は土地開発	1. 宅地の造成その他の土地の形状を変更する事業、または土地開発行為の面積が1,000㎡を超えるもの 2. 開発区域の傾斜度が30度以上で、その斜面の直高が10m以上の急傾斜地における土地開発行為

※特殊建築物は、建築基準法第2条第1項第2号による。学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、と畜場、火葬場、汚物処理場など。

#### イ) 小規模な建築・開発行為

届出対象行為のうち、「大規模な建築・開発行為」に当てはまらないもの。

## ②近隣関係者の理解

「大規模な建築・開発行為」については、事業を行うにあたって、近隣の住民・関係者等の理解が必要になります。「近隣関係者の理解」があって初めて、町の担当部署との事前協議に入ることができます。

別表第3（第4条関係） 与論町景観計画の「理解を要する近隣関係者」

行為の種類	工種種別など	理解を要する近隣関係者
建築物	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の特殊建築物・店舗・長屋住宅の新築	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし
工作物	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし
土地造成	面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし

## (5) 一般景観区域において届出の対象外となる行為

### ①一般景観区域において届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出の必要はありません。

- ①地盤面下又は水面下における行為
- ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等
- ③次に掲げる木竹の伐採
  - i：除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - ii：枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - iii：自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - iv：仮植した木竹の伐採
  - v：測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
  - ・堆積の期間が 90 日未満のもの
- ⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為
  - i：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
  - ii：鹿児島県文化財保護条例及び与論町文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為
  - iii：都市公園法の都市公園内で行う行為
  - iv：屋外広告物法の規定に適合する行為
- ⑦非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑧国の機関又は地方公共団体が行う行為
  - ※届出対象となる規模の行為については、事前に与論町への通知が必要である。なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
- ⑨景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
  - i：景観重要建造物
  - ii：景観重要公共施設
  - iii：景観農業振興地域整備計画

## (6) 『景観法』に基づく罰則規定の例

景観法には、届出が必要にもかかわらず届出をしなかった場合などに適用される罰則が定められています。以下、主なものを例示します。詳細は景観法を参照して下さい。

(景観法第 102 条)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令(中略)に違反した者

(景観法第 103 条)

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(中略)

四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

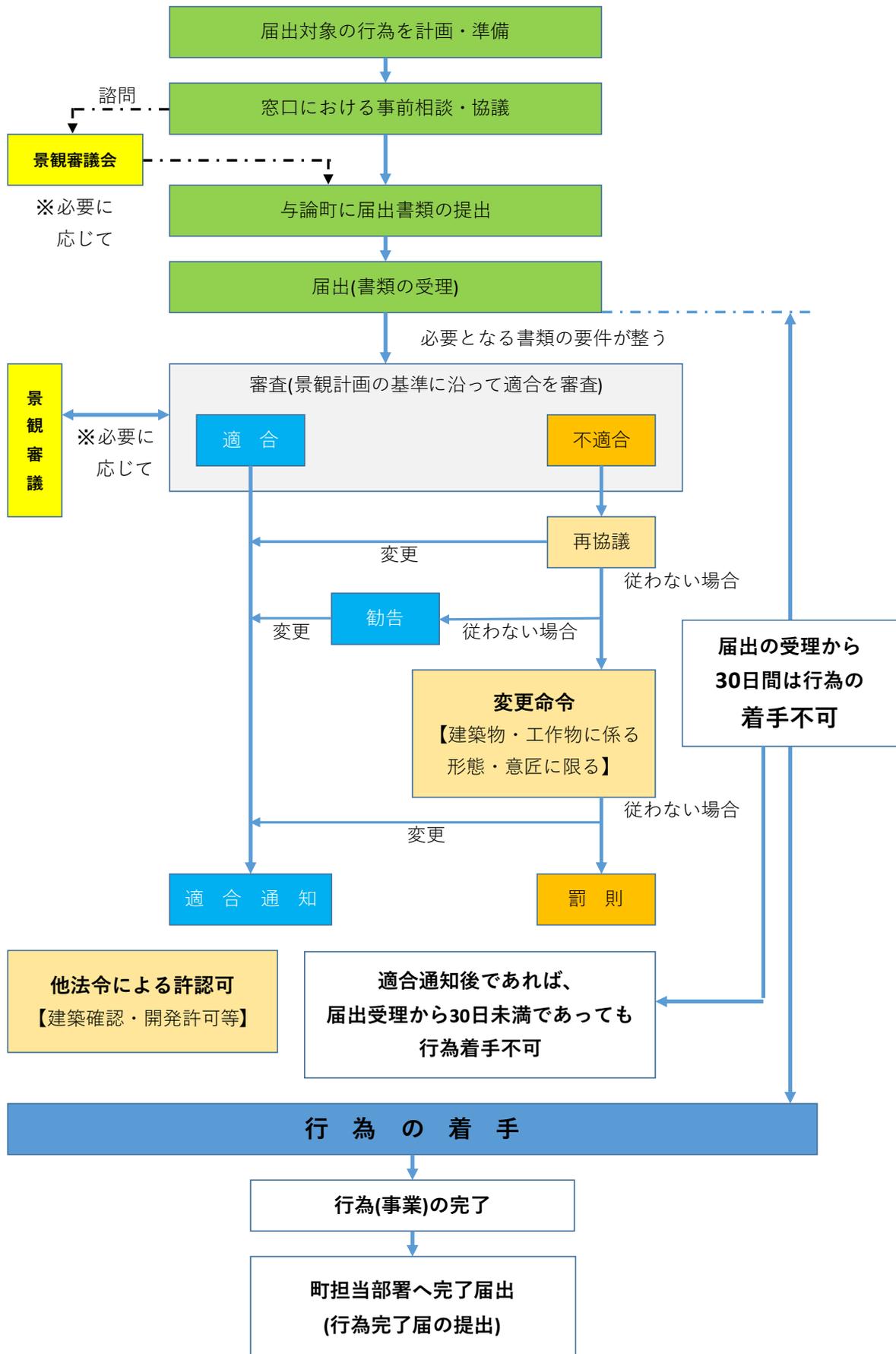
## (7) 除外区域

一般景観区域の制限より、より厳しい制限のかかっている以下の区域、及び公共の必要がある区域は一般計画区域から除外します。ただし、許可等を得てこの区域で開発行為等を行う場合は当該景観計画を遵守するものとします。

- 航空法による空港港周辺における建物等設置の制限がかかる区域（景観計画より厳しい制限区域）
- 自然公園法で建築物の新築等が認められていない区域
- 公共的な施設で一般景観区域の制限を超えた建築高さが必要な建物を含む区域



②小規模な建築・開発行為



## 第6章 特別景観区域の指定等

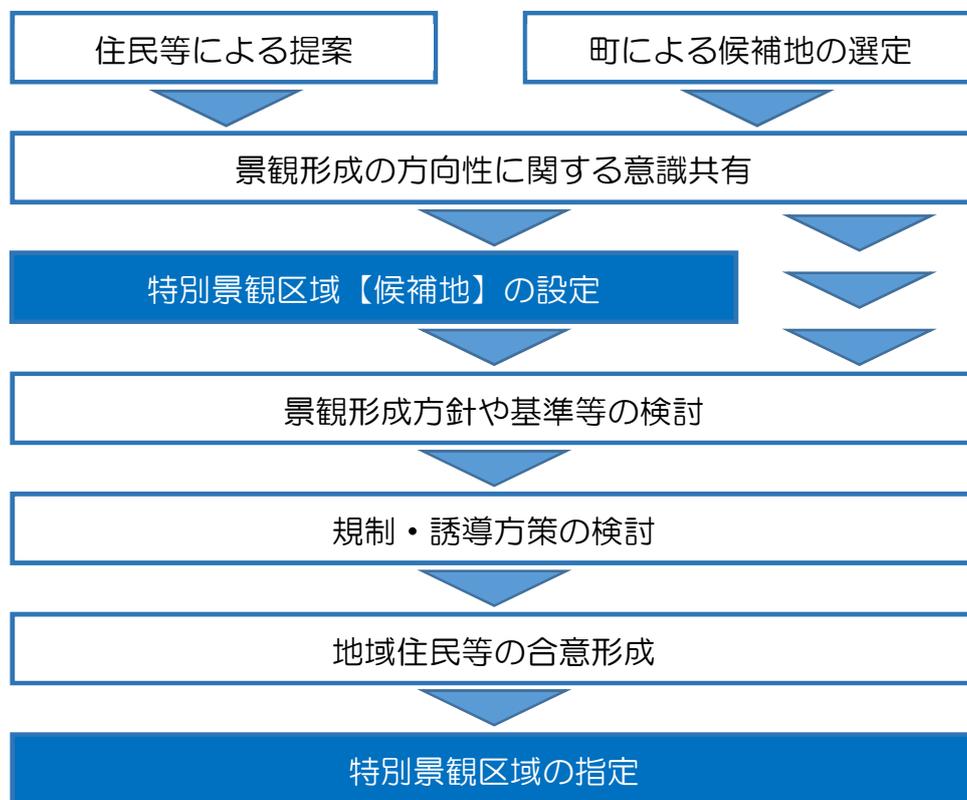
町全体を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域を「特別景観区域」として指定します。「特別景観区域」は、景観の保全・管理・形成に向けて、より詳細なルールを設定し、地区の特性に応じた景観誘導を図ります。

ここでは、特別景観区域の区域設定と、区域別の景観形成方針を掲げます。

特別景観区域候補地では、住民が一体となって景観づくりを進めていくとして合意が図られた後、住民等との協働により当該候補地における景観形成基準等を検討し、本計画の改訂をもって特別景観区域に指定することとします。また、特別景観区域候補地に位置づけられていない地域であっても、景観資源を有し、これを核に景観形成を進めるとして合意が図られた場合は、同様に当該地域における景観形成基準を検討し、本計画の改訂をもって特別景観区域に指定することとします。

### 特別景観区域の指定方針

- ・ 特徴ある景観を有し、街並みの保全活用に向けた魅力ある景観形成を図る地域
- ・ 地域のシンボルとなっている自然景観、文化・歴史的景観の保全を図る地域
- ・ 景観形成に関する町民の関心が高く、すでに活動や取組みが行われている地域
- ・ 眺望を阻害する建築物等が建てられ、良好な景観が損なわれる恐れのある地域
- ・ 景観が対外的に評価されていると認められる地域



■ 特別景観区域の検討・指定のイメージフロー

# 1. 特別景観区域の指定

## (1) 特別景観区域の指定及び設定

本計画では、与論町の景観形成に向けた先導的な取組みとなることを期待して、2カ所の特定景観区域を設定します。

①城・朝戸集落特別景観区域

②茶花市街地特別景観区域



■特別景観区域及び候補地の位置

## 2. 特別景観区域の設定

### (1) 城・朝戸集落（文化財保護）特別景観区域

与論町の文化財指定された建築物や樹木等、また、古来より受け継がれてきた石垣やフクギ並木等の防風林で形成された集落の景観を与論島の共通財産として保護する為、城・朝戸集落を特別景観区域に指定します。

### (2) 茶花市街地特別景観区域

与論町で最も人口・建物が集中する茶花市街地は、与論町の産業の中心であり、3階以上のビルも多く建てられています。この地域は、今後とも与論町の発展のために必要な都市機能の集積が図られる地域であり、江ヶ島からの眺望で島の稜線を侵さない高さとして20mに設定し茶花市街地特別景観区域に指定します。



▲トゥマイ海岸：映画「めがね」のロケ地



▲船倉海岸からの景色

(3) 城・朝戸集落特別景観区域における景観形成基準【高さ7m制限区域】

行為		景観形成基準	
① 建築物の建築等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■昔ながらの集落の雰囲気損なわないよう石垣や防風林・フクギ並木等を出来るだけ保護・維持しながら景観に配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■建築物の高さは、2階建て以下且つ7m以下とする。</li> <li>■建築物は敷地境界線から1m以上離すこと。</li> </ul> <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫された町長が認める場合はこの限りではない。</p>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル<sup>*</sup>表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>・ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。</li> </ul> <p>※マンセル表色とは、色彩を色相、明度、彩度によって表現する表示方法          ※茶花市街区域は、白を基調とした街並みづくりを推進する。</p>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・全ての色相の使用に際し、明度5以下かつ彩度2以下</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</li> </ul>	
② 工作物の建設等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■昔ながらの集落の雰囲気損なわないよう石垣や防風林・フクギ並木等を出来るだけ保護・維持しながら景観に配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■建築物の高さは、2階建て以下且つ7m以下とする。</li> <li>■建築物は敷地境界線から1m以上離すこと。</li> <li>■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</li> <li>■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</li> </ul>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> </ul>	

③開発行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>■出来るだけ建築物や構造物が周辺から見えないように在来種樹木等の植栽を行う。</li> <li>■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> </ul>
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更
<ul style="list-style-type: none"> <li>■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>
⑤木竹の伐採
<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。</li> <li>■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</li> </ul>
⑥屋外における物件の堆積
<ul style="list-style-type: none"> <li>■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>
⑦公有水面の埋め立て
<ul style="list-style-type: none"> <li>■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。</li> </ul>
⑧特定照明
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。</li> </ul>

(4) 茶花市街地特別景観区域における景観形成基準【高さ20m制限区域】

行為		景観形成基準	
① 建築物の建築等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視点場の江ヶ島から見た時に島の稜線を侵さないように努める。また、周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■建築物の高さは、20m以下とする。</li> <li>■建築物は敷地境界線から1m以上離すこと。</li> </ul> <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと町長が認める場合はこの限りではない。</p>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのもの避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル*表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>・ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。</li> </ul> <p>※マンセル表色とは、色彩を色相、明度、彩度によって表現する表示方法          ※茶花市街区域は、白を基調とした街並みづくりを推進する。</p>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・全ての色相の使用に際し、明度5以下かつ彩度2以下</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えな場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</li> </ul>	
② 工作物の建設等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■視点場の江ヶ島から見た時に島の稜線を侵さないように努める。また、周囲の眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■建築物の高さは、20m以下とする。</li> <li>■建築物は敷地境界線から1m以上離すこと。</li> <li>■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</li> <li>■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</li> </ul>	
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのもの避ける。</li> <li>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・その他の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> </ul>	

③開発行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>■出来るだけ建築物や構造物が周辺から見えないように在来種樹木等の植栽を行う。</li> <li>■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> </ul>
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更
<ul style="list-style-type: none"> <li>■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>
⑤木竹の伐採
<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。</li> <li>■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</li> </ul>
⑥屋外における物件の堆積
<ul style="list-style-type: none"> <li>■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>
⑦公有水面の埋め立て
<ul style="list-style-type: none"> <li>■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。</li> </ul>
⑧特定照明
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。</li> </ul>

### (5) 届出対象行為、届出の手続き（特別景観区域）

与論町景観計画の届出対象行為は、下表の通りです。これらの事業を行う場合には、本計画の基準が適用され、必ず事前に町の窓口へ届け出なければなりません。町の担当部署との事前協議等を踏まえ、審査により景観計画の内容に適合していると判断された場合に事業に着手することができます。

別表第 1（第 4 条関係） 与論町景観計画の「届出対象行為」

行為種類	工事種別	景観計画の届出対象となる規模
建築物	新築	全て
	増築	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
	改築	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
	移転	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
	外観を変更する修繕・模様替・色彩変更	島外延床面積 > 10 m <sup>2</sup>
工作物	擁壁	直高 > 1.5m
	その他工作物	全て
土地の形状変更 又は土地開発		全て

①規模による建築・開発行為の分類

与論町景観計画では、規模により建築・開発行為を2種類に分類しています。分類によって届出手続きが異なりますので、届出にあたってはどの建築・開発行為にあたるか確認してください。

ア) 大規模な建築・開発行為

別表第2(第4条関係) 『与論町景観条例』の適用対象

対象行為	規 模
建築物	1. 次の建築物(ただし敷地面積:500㎡以上) ア. 新築及び増築で高さ5mを超える、又は地上2階建て以上 イ. 地階の床面積が50㎡以上 2. ホテルやリゾートマンション等の建築物で2階建て以上かつ敷地面積が500㎡以上 3. 特殊建築物※で2階建て以上かつ敷地面積が500㎡以上
工作物	工作物で高さ5m以上のもの
土地の形状変更 又は土地開発	1. 宅地の造成その他の土地の形状を変更する事業、または土地開発行為の面積が1,000㎡を超えるもの 2. 開発区域の傾斜度が30度以上で、その斜面の直高が10m以上の急傾斜地における土地開発行為

※特殊建築物は、建築基準法第2条第1項第2号による。学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、と畜場、火葬場、汚物処理場など。

イ) 小規模な建築・開発行為

届出対象行為のうち、「大規模な建築・開発行為」に当てはまらないもの。

## ②近隣関係者の理解

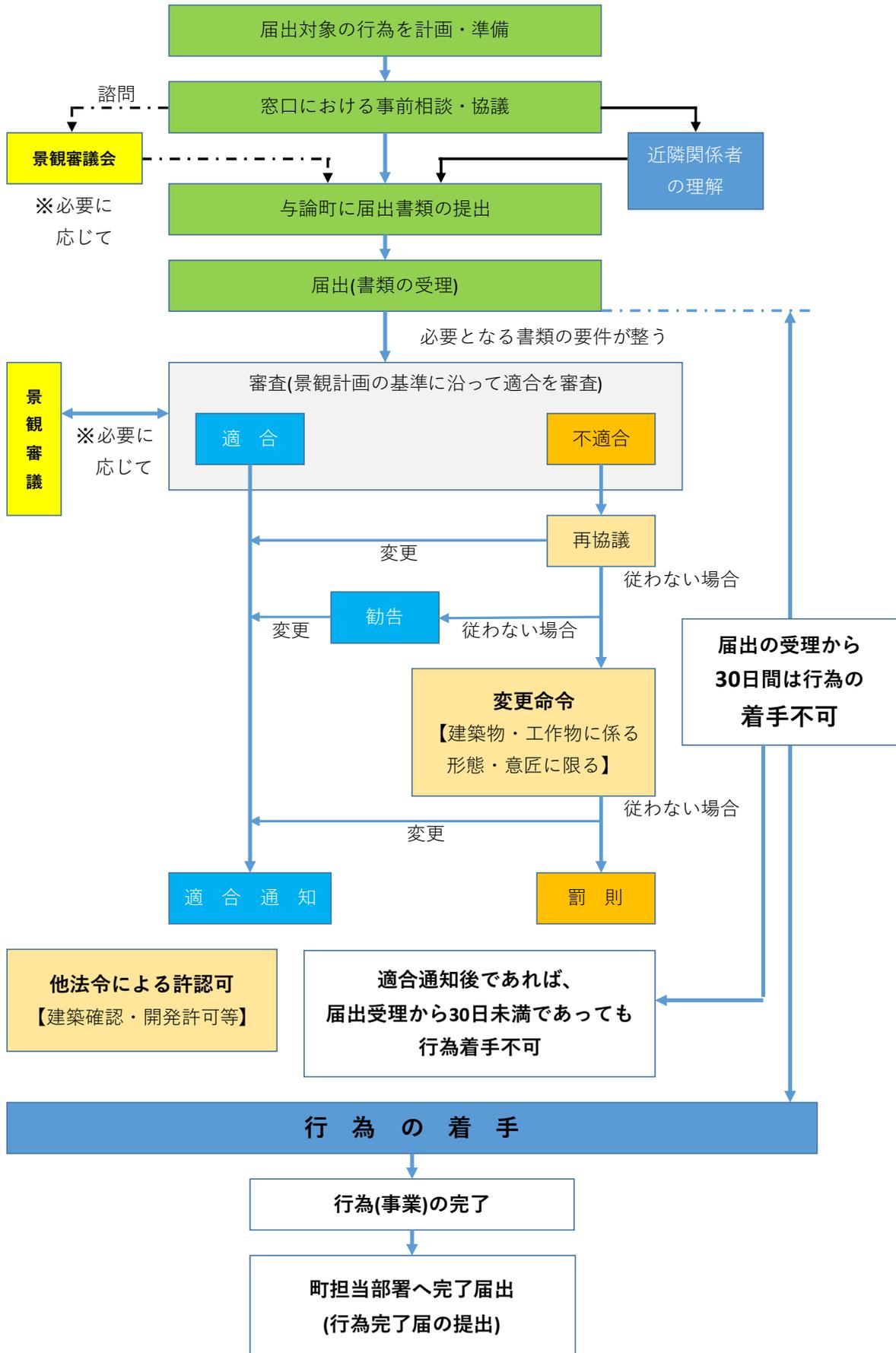
「大規模な建築・開発行為」については、事業を行うにあたって、近隣の住民・関係者等の理解が必要になります。「近隣関係者の理解」があって初めて、町の担当部署との事前協議に入ることができます。

別表第3（第4条関係） 与論町景観計画の「理解を要する近隣関係者」

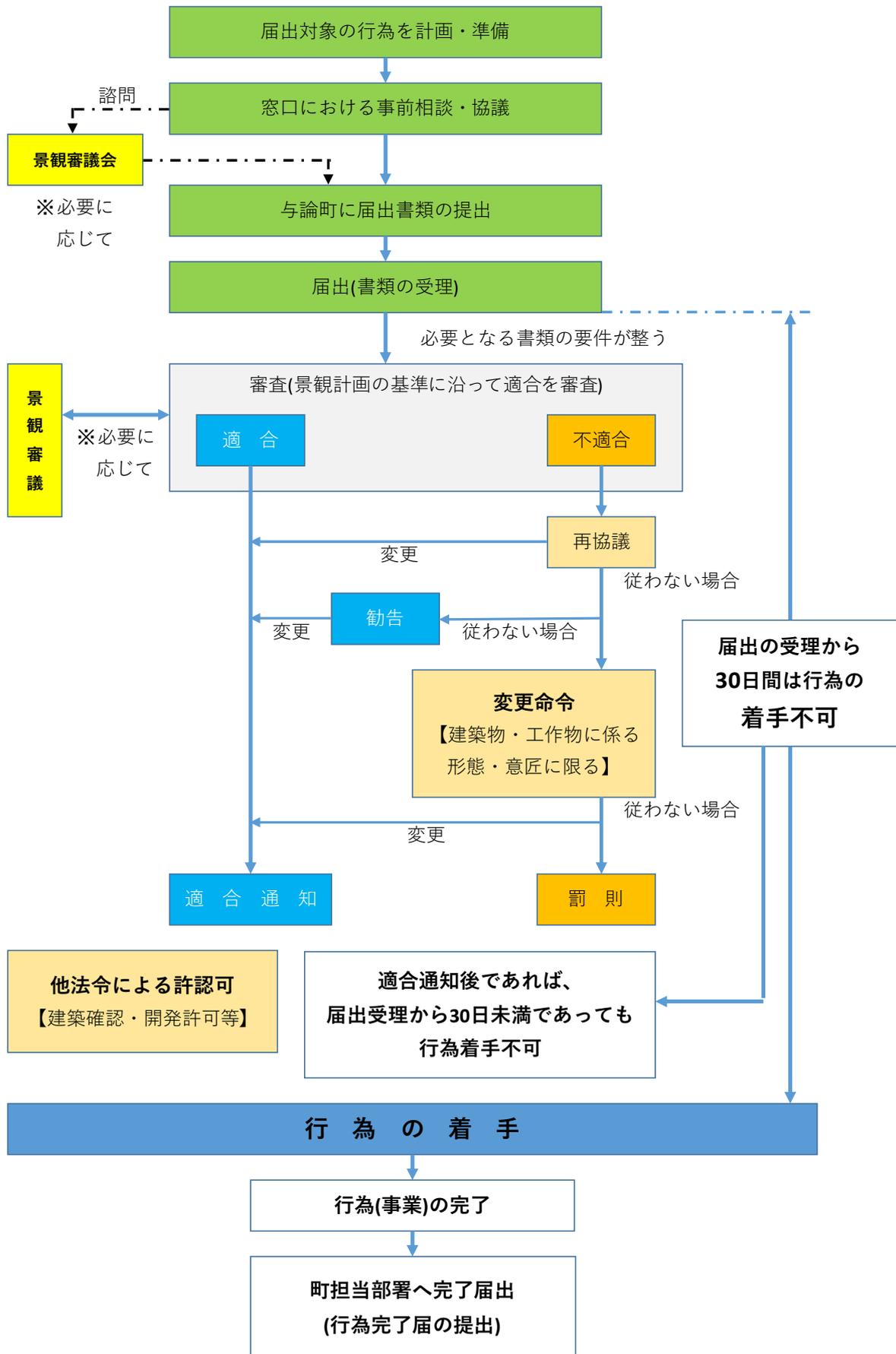
行為の種類	工種種別など	理解を要する近隣関係者
建築物	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の特殊建築物・店舗・長屋住宅の新築	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし
工作物	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし
土地造成	面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし

### 3. 届出の流れ（特別景観区域）

#### ①大規模な建築・開発行為



②小規模な建築・開発行為



## 第7章 景観重要建造物等の指定方針

### 1. 景観法に基づく各種制度の活用について

#### (1) 景観法に基づく景観重要建造物等の指定について

本町には、地域の歴史や文化を今に伝える建造物や、地域のシンボルとして親しまれている樹木などが各所に分布しており、また島全域には、街並みの骨格を形成する道路、ユンヌらしさを演出する港湾・海岸等を含む公共施設が整備されています。

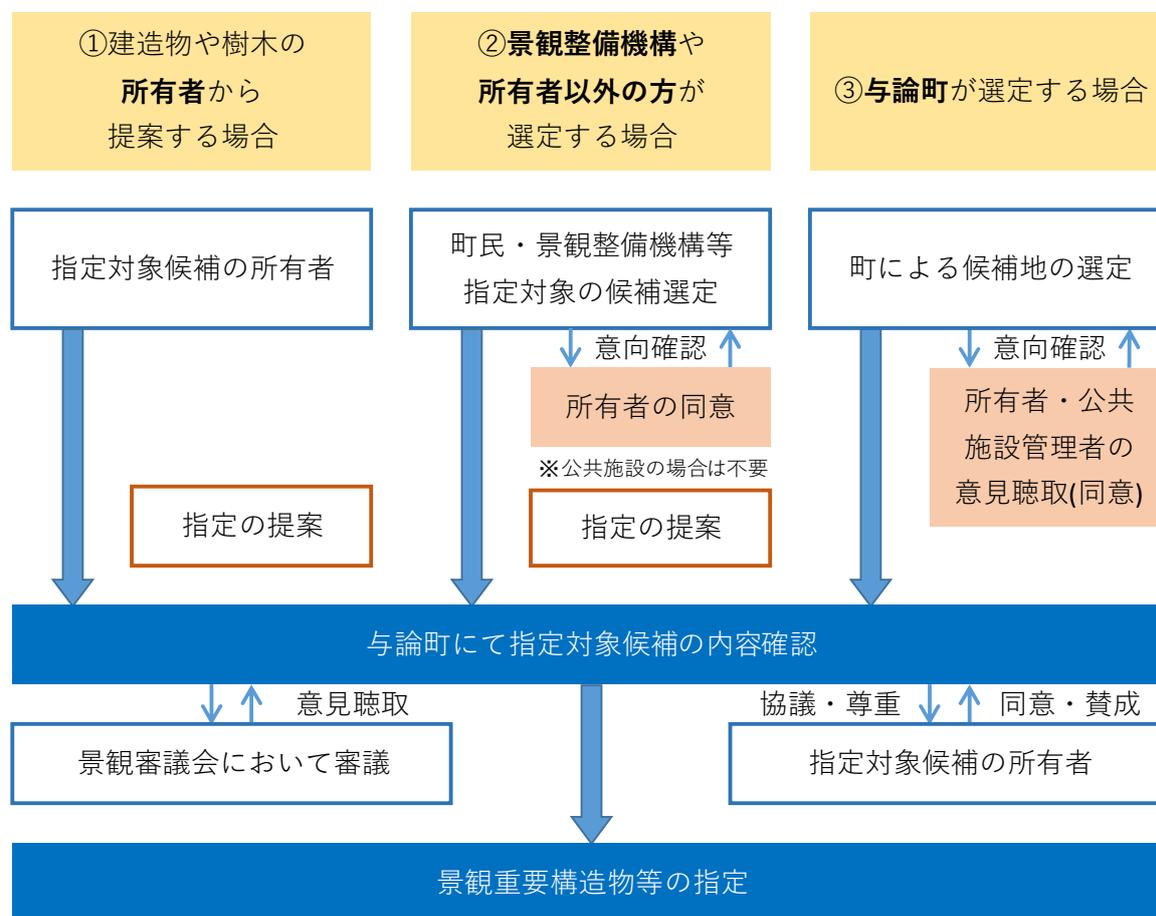
これらのうち、本町の景観形成を進めるうえで、特に重要な建造物や樹木、公共施設については、必要に応じて景観法（景観法第8条第2項第3号・第4号）に基づき「景観重要建造物」や「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定を行うことができます。これらを指定することにより、島民共通の大切な景観資産として、整備の方針やルールを定めることができ、次世代へ継承していく景観シンボルとして活用を図り、地域の個性ある景観形成を推進します。

本計画では、景観法に基づいて「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針を定めます。また、景観形成上重要なその他の事項に示す「景観重要公共施設」の指定方針等を定めます。

今後、与論町において、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」、「重要景観公共施設」を指定する際は、この方針に基づいて指定することが求められます。

#### (2) 指定までの流れ

以下に、景観重要建造物等の指定までの流れを示します。



■景観重要建造物等の指定イメージフロー

## 2. 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を指定するものです。景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市の許可が必要となります。

また、条例を定めることにより防火などの外観に係る部分について、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

今後、島内に点在する歴史的又は文化的建造物のなかから、以下の指定方針に沿って建造物を抽出し、所有者や地域住民等の意見を聴くなど、総合的に検討・指定していきます。

- ・周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- ・すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- ・地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組むうえで先導的な役割を持つ建造物
- ・与論町の観光名所となっている建造物
- ・町民に親しまれ、愛されている建造物

※対象とならない重要建造物

特別史跡、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

### 3. 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木は、地域の景観上重要な樹木を所有者の意向を加味して指定します。景観重要樹木に指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。また、町や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることも可能となります。

今後は、以下に示す指定方針に沿って樹木を抽出し、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものについて、所有者や地域住民等の意見を聴き、総合的に検討・指定していきます。

- 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- 地域のシンボルとなっているもの
- 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- 町民に親しまれ、愛されているもの

#### ※対象とならない樹木

特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。また、景観重要樹木は、景観上重要な単体の樹木について指定するものであり、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではありません。

## 4. 景観形成上重要なその他の事項

### (1) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項

屋外広告物は、地域の景観を形成する要素の1つであり、利便性の向上や賑わいの創出に寄与する一方で、表示や掲出の仕方、設置する場所によっては、地域の景観を阻害する要因となることもあります。そのため、屋外広告物については周囲の景観特性を考慮し、統一感のある表示にするなど、適切に規制・誘導を行うことが、良好な景観の形成に向けた重要な取り組みの1つとなります。

現在、本町では、鹿児島県屋外広告物条例に基づき、禁止地域や制限地域が指定され、一定の規制が行われていますが、今後、必要に応じて本町の景観上の特性を踏まえた独自の規制・誘導のあり方についても検討を行います。

## (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。

これらの公共施設は、島民、来訪者を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに地域の景観に対して大きな影響を与えます。

本町は、良好な景観の形成に重要な公共施設について、公共施設管理者との協議・同意に基づき、「景観重要公共施設」として指定します。

### ①景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下のとおりである。

- (1) 道路法による道路（※ホワイトロード：空港横のコーラルウェイ）
- (2) 河川法による河川
- (3) 都市公園法による都市公園
- (4) 海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- (5) 港湾法による港湾
- (6) 漁港漁場整備法による漁港
- (7) 自然公園法による公園事業に係る施設
- (8) 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- (9) その他政令で定める公共施設

これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設の質の向上、改善を行うことで、本町らしい良好な景観形成を目指します。

また、公共施設管理者は、町に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

### ②指定の方針

本町では、下記の(ア)～(エ)に該当するものを景観重要公共施設として検討していきます。

- (ア) 広域景観の骨格となっている公共施設
- (イ) 本町の玄関口となる公共施設
- (ウ) 本町の特徴を表している公共施設
- (エ) 本町にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

### ③指定後の全体整備方針

景観重要公共施設として指定された場合の全体整備方針は下記のとおりとします。また、今後指定された公共施設については、それぞれの特性に着目し、個別に「整備に関する事項」と「占用等の許可の基準」を設定します。

<p>(ア) 道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かで潤いある道路景観の形成、南北縦断道路や東西横断道路及び県道や与論島外周道路など、通りとしての眺望を保全・整備するため、電線類の地中化をはじめとする配線方法の工夫を検討するとともに、街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ります。</li> <li>・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道の形態、色彩、素材を工夫し、バリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図ります。</li> <li>・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。</li> <li>・擁壁や法面は緑化に努め自然環境に近い沿道景観の形成を図るとともに、種子吹付工法等を用いるにあたっては周囲の植生に影響を及ぼさないよう配慮します。</li> </ul>
<p>(イ) 公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島全体を博物館（ジオパーク）と捉え、視点場を含む景勝地や地層や断層が見られる場所（ジオサイト）を島民や来訪者の憩いの場として、公園整備します。</li> <li>・島民や来訪者の憩いの場として、四季の変化を演出するものや与論らしさを感じられる樹種など、シンボルとなる樹木を積極的に植樹します。</li> <li>・植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、事故や犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行います。</li> <li>・いつでも美しい景観を楽しめる場とするため、植栽の剪定、遊具等の管理及び清掃を適切に行うよう努めます。</li> </ul>
<p>(ウ) 港湾 漁港 海岸</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾・漁港の安全性を確保しつつ、消波ブロックや離岸堤には石材などの自然素材又はこれを模したものを使い、できる限り自然環境に近い海岸景観の形成を図ります。</li> <li>・漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図ります。</li> <li>・海岸植物、砂防林、砂浜等の保全に努め、周囲の自然景観との調和に配慮します。</li> </ul>
<p>(エ) 建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望景観を阻害しない施設の配置や高さ、色彩の設定に努めます。</li> <li>・施設の配置は、道路より後退し、圧迫感を緩和するよう公共空間の確保に努めます。</li> <li>・施設が大規模となる場合は、壁面分節化等により連続性のある街並みの確保を図ります。</li> <li>・敷地内の緑化をはじめ、壁面や屋上緑化などに努め、周辺の景観にうるおいを与え、出来るだけ海から見た時に建物が目立たないように努めます。</li> </ul>

### (3) 景観農業振興地域整備計画に関する基本的事項

島の約半分が耕作地の与論町では、営農者の高齢化や農業就業人口の減少などを考慮しつつ、サトウキビ畑を始めとする農地の荒廃防止を図るとともに、地域の伝統的作物の振興など、与論島の景観農業振興に努めます。

特に与論校区や那間校区のサトウキビ畑など、景勝地ともなる農地は、与論島固有の地勢や歴史、人々の暮らしのなかで形成されてきたものであり、その景観再生は、特徴的な与論町の景観特性を語る上で、非常に重要な意味を有しています。

こうした農村景観は、与論島の原風景を継承する資源であるという観点からも、維持に向けた取り組みが重要です。

景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導

- ・サトウキビ畑の保全と景観に配慮した農地づくり
- ・赤土流出防止と法面保護の為、植栽と石積みを推進する
- ・与論島の風土を継承する景観作物の栽培
- ・集落全体の共同作業を支援など
- ・農地等と一体となって農業景観を構成する工作物保全（高倉など）

こうした取組を進めていくために、関係行政機関と住民等が協働しての景観農業振興に取り組む場の提供を検討するとともに、地方公共団体、農林漁業団体、住民等が参加する協議会の設置などを検討します。

景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための景観整備機構づくりに向け、公益法人、NPO法人の指定制度や専門家による情報提供、住民合意に向けたコーディネートの実施を検討します。

さらに、協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、農地を景観的な視点から管理し、景観作物の育成等を進めるなどの取組を検討します。

こうした取組を具体的に協議するため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。

### (4) 自然公園法の許可の基準

本町は、陸域 1.22 km<sup>2</sup>、海域 9.11 km<sup>2</sup>が奄美群島国立公園となっています。また、優れた自然地及び野生動物の生息地等の保全を目的として、与論島の海岸域が自然公園地域に指定されています。

これらの区域内における工作物の建築、木竹の伐採、土地の形状変更等、一定の行為については、これまでも自然公園法に基づき、許可制または届出制による規制が行われています。しかしながら、ホテルや別荘の建設で視点場からの良好な景観が失われつつあります。

今後、本町の景観上の特性を踏まえて、更なる条件上乘せや基準の設定並びに改訂が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

## 第8章 景観形成の推進に向けて

### 1. 関係法令等の横断的な活用

景観資源は、その自然的立地環境に加え地域の歴史、伝統文化など、さまざまな要素が絡み合っ  
て形成されています。

こうした地域の背景を考慮に入れながら良好な景観形成を図るためには、それを実現するための  
規制、誘導について、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取り組みを継続して展開してい  
く必要があります。

#### (1) 文化的景観との連携について

文化財保護法に基づく調査「与論城遺跡発掘調査」が現在、与論町教育委員会によって行われて  
おり、その報告書提出が待ち望まれております。この報告書により、その貴重な文化的景観を適切  
に保存計画し、地域固有の土地利用の歴史や生業の姿を今に伝え、地域活性化に資する資源として  
町民が広く活用を図り、将来にわたって保護するための基本的考え方や方向性が示されることが期  
待されます。この取り組みは、与論町の振興計画や本計画と連動し、地域と町民が共同で取り組む  
ものとなります。

#### (2) 地区計画制度や景観協定制の活用について

本町の身近な生活に根ざした景観形成を進める上で、景観法では、地区の計画的な整備と良好な  
景観形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能とな  
っています。

今後、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して、良好な景観の誘  
導を図ることや、景観協定制などにより、島民が中心となって、良好な景観の維持・増進を図る  
ための制度の啓発・普及を進めます。

### 2. 協働による景観づくり

良好な景観の形成は、島民、事業者、各種団体、行政など様々な人の取組により実現するもので  
す。これまで、主に公共事業として行われていた景観の整備は、今後、景観法に基づき個別の建築  
行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していきます。

#### (1) 島民、事業者、行政等の協働による景観づくり

景観に関する施策の展開が島民の身近なレベルで行われるようになることで、島民や事業者等の  
参画の機会が拡大します。

多くの島民、事業者、各種団体が参画した協議・調整型の景観形成推進方法を中心とするため、  
行政との協働による景観形成への取り組みを進めます。

## (2) 景観整備機構の指定

町は、景観行政団体として良好な景観の形成に向け、本町で活動するNPO法人や公益法人について、景観整備機構として公的に指定し、取組を支援することができます。

また、指定された景観整備機構は、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことが可能となるとされています。

今後、本町において景観形成に関するNPO法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援します。

## (3) 助成、表彰・認定制度の検討

島民等による景観保全・整備の一層の推進を図るために、良好な景観づくりを行ったと認める行為に対する助成、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定、優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

## (4) ユンらしいカラーの選定・使用の推奨の検討

本町の自然景観や歴史・文化に結びつくような、与論町らしい色（カラー）を選定し、建築物等への使用を推奨することで、統一感のある、趣深い景観の形成につながります。その選定にあたっては、より広く町民の意見を反映することで、親しみの持てるカラーとして町民や事業者に浸透していくことが期待されます。

今後、与論島らしいカラーの選定・使用の推奨について検討していきます。

## (5) 観光・訪問者による景観保全

島民や事業者、行政のみならず、与論町への観光客等を含む様々な来訪者の理解と協力も、持続可能な観光地づくりと良好な景観形成を図る上では重要な要素となります。景観形成に関する情報の発信や、観光会社等との連携により、与論町の景観の価値や魅力を感じていただき、来訪者一人ひとりが景観形成の一員であると認識いただけるよう図ります。

# 3. 良好な景観形成へ向けた体制づくり

## (1) 推進組織

島民、事業者、行政等の協働により良好な景観形成の成果をあげるため、景観づくりの組織を構築し、本計画に基づく景観形成を総合的かつ実効的に推進します。

## (2) 総合的な推進体制の構築

本町は、景観行政団体として自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境の整備などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、届出に対する規制・誘導等により、景観づくりの実効性を確保していきます。このため、具体的な推進組織等の構築を進め、総合的な推進体制を確立する必要があります。

また、島民が中心となった景観づくりを推進していくために、景観づくりへの啓発・支援に向けた体制づくりが必要となります。

このため、本町の景観づくりの体制を強化・周知するためのキャンペーンや研修会などの場を設け、景観づくりに対する理解を深めていきます。

## 巻末資料

### 1. 色の「ものさし」～マンセル表色系～

マンセル表色系とは、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色の表示方法です。アメリカの画家 A.H.マンセルが、1905 年に考案した色の「ものさし」とも言える尺度で、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という 3 つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色を表現することができます。

【色の三属性】①色相 赤、黄、緑、青などの色合い  
②明度 色の明るさの度合い  
③彩度 色の鮮やかさの度合い

#### ①色相（Hue）

10 種の基本色「赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）」とその度合いを表す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。似た色合いを順番に環状に並べた図を色相環（次項図 1 参照）と言います。色味のない無彩色は N（ニュートラル）と表記します。

#### ②明度（Value）

明るさの度合いを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

#### ③彩度（Chroma）

鮮やかさの度合いを 0 から 16 程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーといった無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は 16 程度です。各色相の中の最も鮮やかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。

#### ※マンセル値

色相、明度、彩度の数値を用いて表記した色の値で、例えば、次項図 3 の「5R 4/14」のように表記します。この場合「5 アール、4 の 14」と読み、色相 5R、明度 4、彩度 14 を表します。また、無彩色の場合は「N 明度」と表記します。（例）N2、N7.5

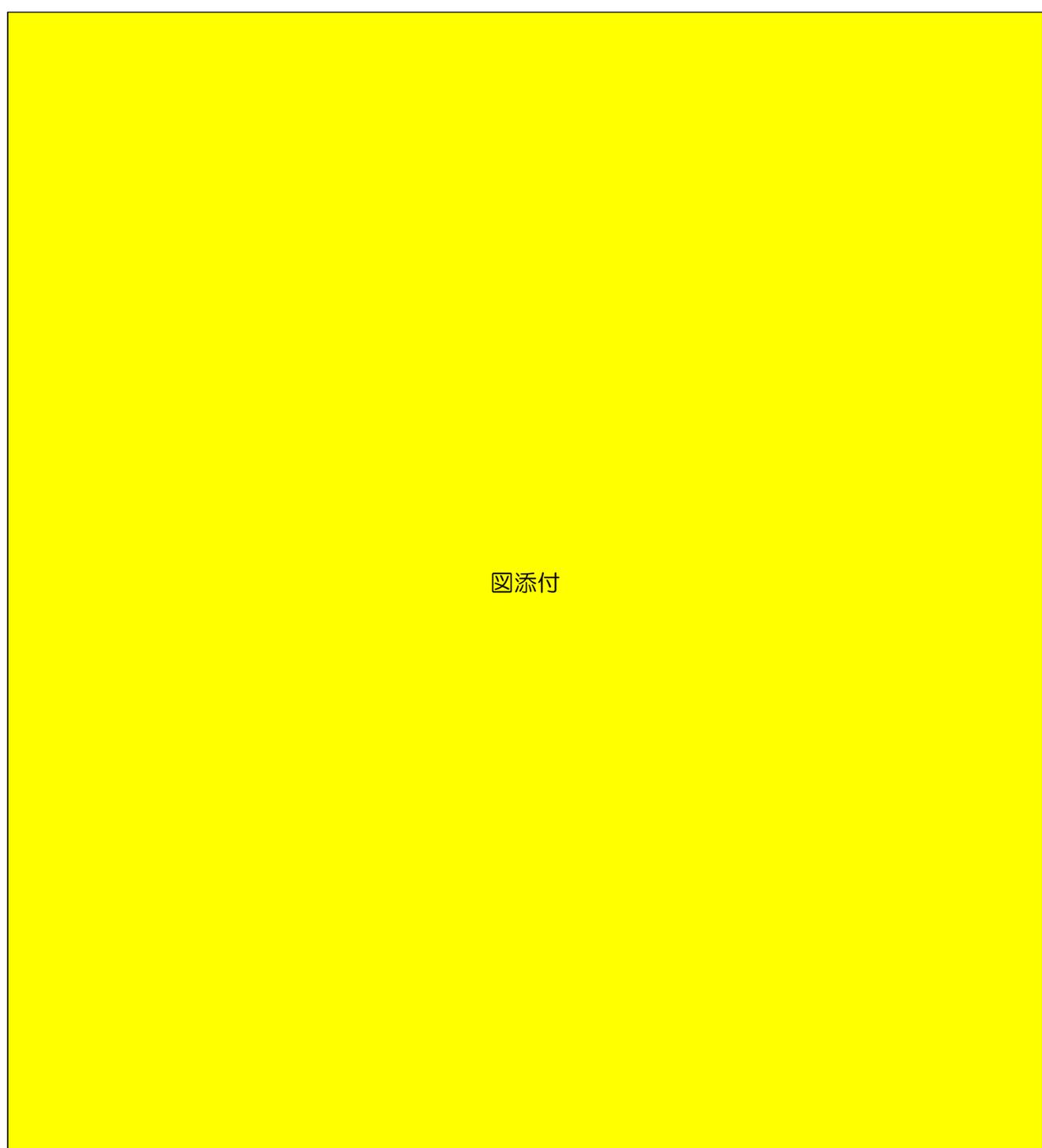
図添付

図添付

## 2. 与論町景観計画における色彩基準

与論町景観計画では、建築物の外壁に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値でR（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は彩度 4 以下、その他の色相を使用する場合は彩度 2 以下」、屋根に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で全ての色相の使用に際し、明度 5 以下かつ彩度 2 以下」、工作物に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は彩度 6 以下、その他の色相を使用する場合は彩度 4 以下」としています。

下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



図添付

### 3. 与論町緑化推進ビジョン（花暦）

与論島緑化推進（花暦）樹木系

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<b>樹木類</b>												
カンヒザクラ		→	→									
クチナシ			→	→	→	→						
コバテイシ			→	→	→	→	→					
百日紅（サルスベリ）							→	→	→			
ゴールデンシャワー				→	→	→	→	→				
サンダンカ	→				→	→	→	→	→	→	→	→
<b>デイゴ</b>			→	→	→							
アデニウム			→	→	→	→						
オオハマボウ					→	→	→	→				
オハナリアカズラ					→	→	→	→	→			
<b>トックリキワタ</b>										→	→	→
ハウオウボク						→	→	→	→			
コガネノウゼン			→	→								
ブーゲンビリア	→	→	→	→						→	→	→
アレカヤシ				→	→	→			→	→		
リュウキュウマツ		→	→							→	→	
ソテツ					→	→						
<b>アダン</b>							→	→	→			
リュウゼツラン							→	→	→			
ブルメリア						→	→	→	→	→		
<b>モンパノキ</b>				→	→				→			
<b>ガジュマル</b>			→	→								
<b>クロキ</b>	→	→	→									→
<b>フクギ</b>				→	→	→						

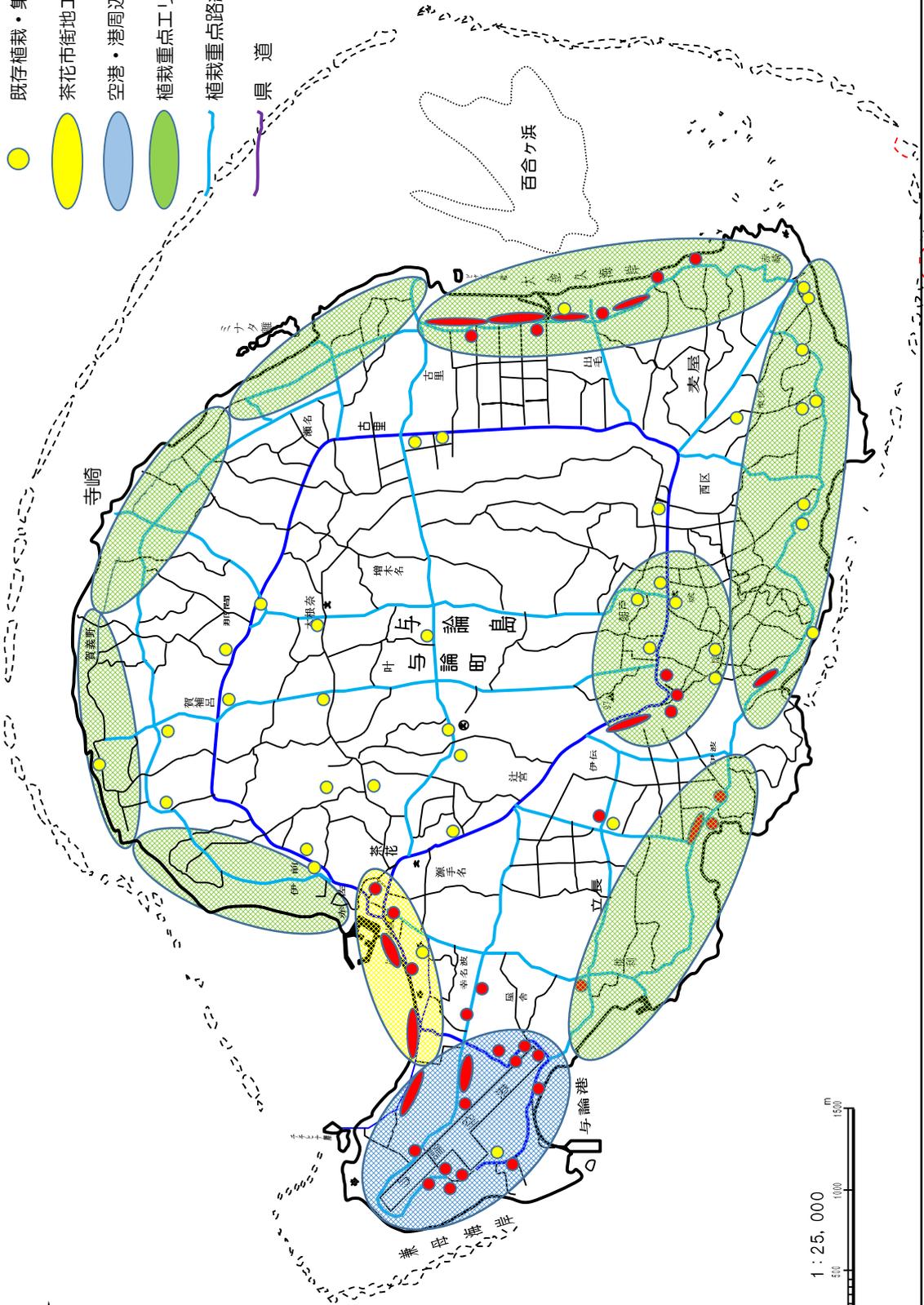
与論島緑化推進（花暦）草花・果樹系

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<b>低木・草花類</b>												
ハイビスカス					→	→	→	→	→	→		
クロトン					→	→	→	→	→	→		
アカリファ				→	→	→	→	→	→	→	→	
月桃(ゲツク)					→	→	→	→				
鉄砲百合(ユリ)					→	→	→					
キンセンカ	→	→	→	→								→
マリーゴールド				→	→	→	→	→	→	→	→	→
ツツジ				→	→							
バラ					→	→	→	→	→	→	→	
紫陽花(アジサイ)					→	→	→					
アマリリス				→	→	→						
グラジオラス						→	→	→	→	→		
向日葵(ひまわり)							→	→	→			
<b>果樹類</b>												
九年母(クニブ)									→	→	→	→
スモモ						→	→	→				
パパイヤ					→	→	→	→	→	→		
島バナナ								→	→	→		
ドラゴンフルーツ							→	→	→	→	→	
マンゴウ					→	→	→	→	→	→		
パッションフルーツ						→	→	→				
スターフルーツ								→	→	→	→	
グアバ							→	→	→	→		
台湾小梅	→	→	→									

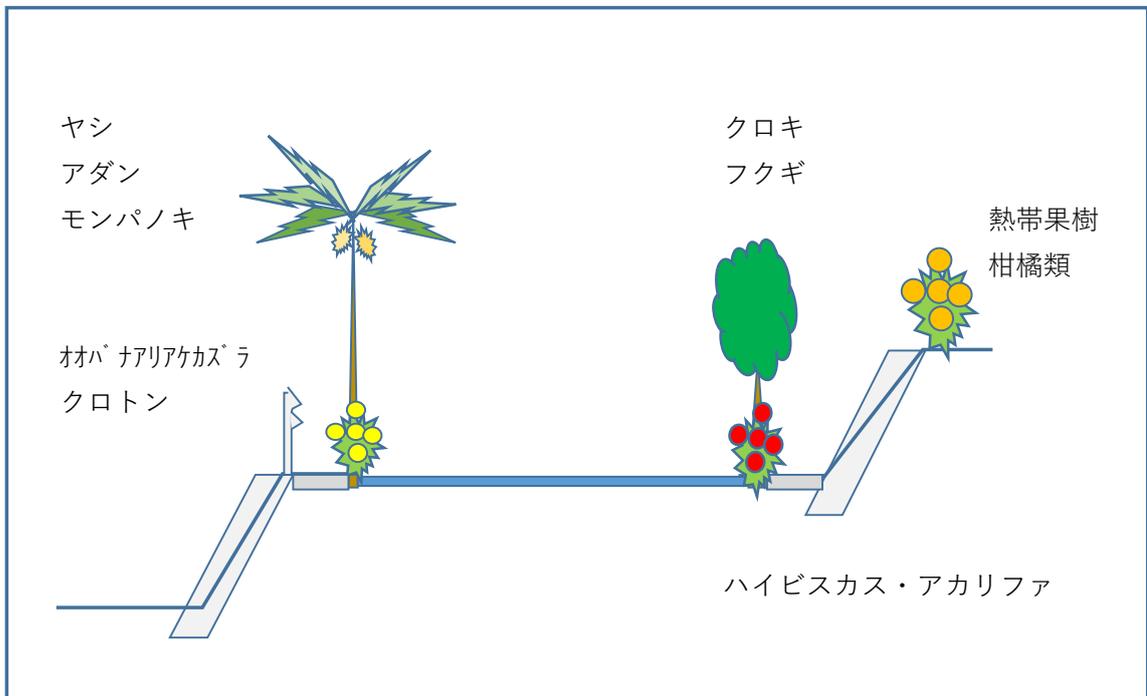
# 植栽計画（実施箇所・エリア位置図）

凡例

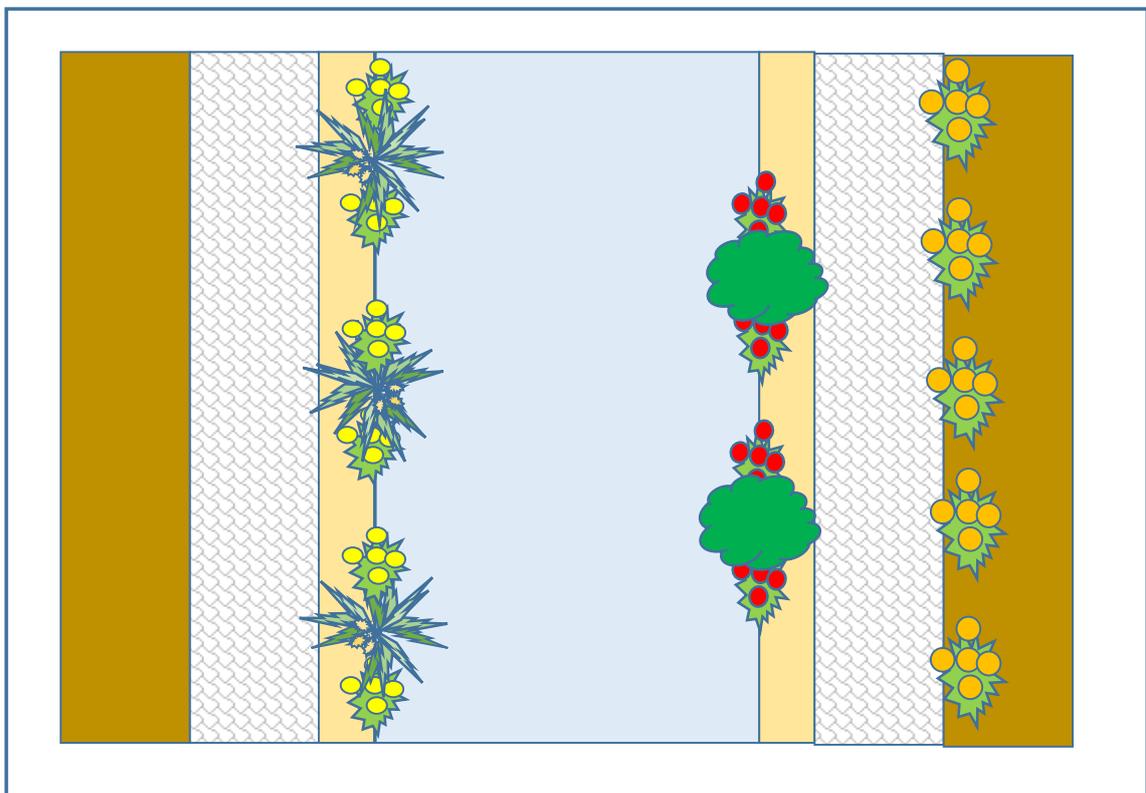
- 環境課委託箇所
- 既存植栽・集落花壇等
- 茶花市街地エリア
- 空港・港周辺エリア
- 植栽重点エリア
- 植栽重点路線
- 県道



## 路傍植栽標準断面図



## 路傍植栽標準平面



## 植 栽 基 本 構 想

- ・植栽における基本構想は、東西南北路線において道路の立地条件や方角、台風対策及び維持管理の効率を考えて行うものとする。
- ・植栽箇所が、島民及び観光客が一年を通して花が楽しめる憩いの場所になるようにする。
- ・基本的に、植栽する樹木は自生植物を活用するものとする。  
特に、地形や岩や石等は出来るだけその場所のものを活かして行うものとする。
- ・道路側から草花、低木花木、中低木、中高木（防風林：クロキ・フクギ・アダン等）の順で植栽する。
- ・南北道路における路傍植栽は、隣接の農地の作物の育成に支障をきたさないように高木や密集した植栽は行わない。
- ・東西道路における路傍植栽は、南側に高木（防風林）を植栽し、北側は中低木にし隣接地の農地の作物に支障をきたさないように考慮する。
- ・海の見える場所では、景観を損なう高木や派手な草花の植栽は行わないものとする。出来るだけ、地形や自生植物による自然的な風景を楽しめるように努める。
- ・史跡周辺や景勝地周辺での植栽は、その場の雰囲気壊さないように十分に配慮するものとする。
- ・外周道路及び探索路ルート途中に、一定間隔で木陰やベンチを設置し休憩できる場所を設けるものとする。

# ヨロンパナウル王国緑化ビジョン

## 与論町緑化基本計画（改訂版）

### 緑化計画

与論島は、百合ヶ浜に代表される美しいエメラルドグリーンของサンゴ礁の海に囲まれ、亜熱帯植物の生い茂る隆起石灰岩の小さな島です。

かつて「東洋に浮かび輝く一個の真珠」と謳われ多くの観光客がこの島を訪れました。

しかし、土地開発や原生林の伐採が進み野鳥の森が減少し、昔ながらの風景が失われつつあります。

また、地球温暖化や生活雑排水や農薬・化学肥料の多様化により地力と海的环境汚染が懸念されております。

そこで、本町は自然共存型農業の推進と持続可能型観光の島を目指し、ここにヨロンパナウル王国緑化ビジョン（与論町緑化基本計画の改定版）を制定するものである。

### 基本理念

与論島は、随所に美しい景観が点在し、中でも百合ヶ浜を望む大金久海岸には多くの絶景ポイントがあり、数十年掛けて防砂林帯の造成や植栽が行われてきました。

しかし、相次ぐ大型台風の襲来や病害虫による立ち枯れ等により、当初計画にある与論島の特色を生かした美しい景観づくりの為の植栽が達成出来ていません。

また、地域住民が率先しこの島の緑化推進に積極的に参加できる雰囲気づくりと体制づくりが必要不可欠だったと考えます。

そこで、本計画では自然環境に適した与論島地生植物を中心に、立体的な植栽により一年を通して緑と花が絶えない、与論島の海の見える風景と古の文化風習が息づく町づくりをイメージし、緑化重点エリアと重点路線を中心とした島民・地域住民参加型の緑化計画とした。

植栽イメージ図



空港前



昇龍橋



## 与論町景観計画

---

発行/鹿児島県大島郡与論町

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418-1

TEL:0997-97-3111 <https://www.yoron.jp/>